
平成20年 第2回(定例)由布市議会会議録(第4日)

平成20年6月11日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成20年6月11日 午前10時00分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第2号 平成19年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第3 報告第3号 平成20年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第4 報告第4号 平成19年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第5 報告第5号 平成19年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算(第6号)」
- 日程第10 議案第39号 由布市景観条例の制定について
- 日程第11 議案第40号 由布市独立行政法人緑資源機構負担金徴収条例の廃止について
- 日程第12 議案第41号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第13 議案第42号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第14 議案第43号 由布市農政対策審議会条例の一部改正について
- 日程第15 議案第44号 由布市土地改良事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第16 議案第45号 由布市農業構造改善事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第17 議案第46号 由布市落葉果樹生産集団総合整備事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第18 議案第47号 由布市梨団地経営に係る事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第19 議案第48号 由布市基礎牛導入資金利子補給条例の一部改正について
- 日程第20 議案第49号 由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正につ

いて

- 日程第21 議案第50号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第22 議案第51号 平成20年度由布市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第52号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第53号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第54号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）について

追加日程

- 日程第1 緊急質問
- 日程第2 請願について

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程

- 日程第1 緊急質問
- 日程第2 報告第2号 平成19年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第3 報告第3号 平成20年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第4 報告第4号 平成19年度由布市一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第5 報告第5号 平成19年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第9 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算（第6号）」
- 日程第10 議案第39号 由布市景観条例の制定について
- 日程第11 議案第40号 由布市独立行政法人緑資源機構負担金徴収条例の廃止について
- 日程第12 議案第41号 由布市監査委員条例の一部改正について

- 日程第13 議案第42号 由布市使用料及び手数料条例の一部改正について
- 日程第14 議案第43号 由布市農政対策審議会条例の一部改正について
- 日程第15 議案第44号 由布市土地改良事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第16 議案第45号 由布市農業構造改善事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第17 議案第46号 由布市落葉果樹生産集団総合整備事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第18 議案第47号 由布市梨団地経営に係る事業資金融資補償条例の一部改正について
- 日程第19 議案第48号 由布市基礎牛導入資金利子補給条例の一部改正について
- 日程第20 議案第49号 由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正について
- 日程第21 議案第50号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第22 議案第51号 平成20年度由布市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第23 議案第52号 平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第53号 平成20年度由布市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第54号 平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）について

追加日程

- 日程第2 請願について

出席議員（25名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 4番 新井 一徳君 | 5番 佐藤 郁夫君 |
| 6番 佐藤 友信君 | 7番 溝口 泰章君 |
| 8番 西郡 均君 | 9番 渕野けさ子君 |
| 10番 太田 正美君 | 11番 二宮 英俊君 |
| 12番 藤柴 厚才君 | 13番 佐藤 正君 |
| 14番 江藤 明彦君 | 15番 佐藤 人巳君 |
| 16番 田中真理子君 | 17番 利光 直人君 |
| 18番 久保 博義君 | 19番 小野二三人君 |
| 20番 吉村 幸治君 | 21番 工藤 安雄君 |
| 22番 生野 征平君 | 23番 山村 博司君 |

24番 後藤 憲次君

25番 丹生 文雄君

26番 三重野精二君

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 野上 安一君

書記 衛藤 哲雄君

書記 馬見塚量治君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	秋吉 洋一君
教育長	二宮 政人君	総務部長	大久保眞一君
総務課長	工藤 浩二君	総合政策課長	島津 義信君
財政課長	長谷川澄男君	税務課長	飯倉 敏雄君
市民課長	佐藤 鈴江君	会計管理者	米野 啓治君
産業建設部長	荻 孝良君	農政課長	河野 隆義君
水道課長	目野 直文君	都市・景観推進課長	若林 純一君
健康福祉事務所長	立川 照夫君	福祉対策課長	加藤 康男君
子育て支援課長	宮崎 直美君	健康増進課長	秋吉 敏雄君
保険課長	佐藤 和利君	環境商工観光部長	吉野 宗男君
環境課長	溝口 博則君	商工観光課長	服平 志朗君
挾間振興局長	後藤 巧君	庄内振興局長	川野 雄二君
湯布院振興局長	太田 光一君	湯布院地域振興課長	古長 雅典君
教育次長	高田 英二君	生涯学習課長	二宮 正男君
消防長職務代理人	浦田 政秀君	代表監査委員	宮崎 亮一君

午前10時00分開議

○議長（三重野精二君） 皆さん、おはようございます。議員及び市長初め執行部各位には、本日もよろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席人数は25人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開き

ます。

執行部より市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第4号により行います。

一般質問

○議長（三重野精二君） これより日程第1、一般質問を行います。

質問者の持ち時間は、質問、答弁を含め一人1時間以内となっております。質問者、答弁者とも簡潔に、また節度ある発言をお願いします。

それでは、通告制となっておりますので、質問を許可します。

では、10番、太田正美君の質問を許します。太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） おはようございます。大分地方もいよいよ梅雨に入ったようですが、これも農家にとっては恵みの雨となるいい季節と思います。一般質問最終日の最後の番になりましたが、皆さんお疲れのところ、最後までよろしくをお願いします。

それでは、通告に沿って質問いたします。余り明快な答えができないような内容があるかと思いますが、前向きな御検討をよろしくお願いします。

まず、地球温暖化に対する由布市としての取り組み、対策がどういうふうに行われているかについてお尋ねします。

今、世界中で地球温暖化に起因するさまざまな悪影響が示唆されています。地球温暖化が進行することにより、気温や水温が変化し、海水面が上昇したり、降水量、降雪量が増大するなどの変化、そのパターンが変化が引き起こし、洪水や干ばつ、酷暑やハリケーンなどの激しい異常気象を増強させる可能性があります。また、急激な気温や環境の変化は多くの生物——人間も含めて——に負担を与えることとなります。この負担に起因して、生物種の大規模な絶滅を引き起こしたり、またその可能性が指摘されております。地球全体の気候や生態系に大きく影響すると予測されております。そのほかにも、水資源の枯渇、農業、漁業などへの影響、またそこから通じる食糧問題の深刻化、また、生物層の変化による影響などが懸念されております。地球規模で考えますと、二、三度C気温が上昇するだけでもすべての地域で大きな利益が減少し、また、それに関するコストが増大する可能性がかなり高いと予測されております。

こういった多くの懸念材料は、現在いわゆる見識者の中でもさまざまな見解がありまして、相違があります。実際その被害規模の想定には多くの意見があるようであります。しかし、温暖化への対策、対応策に関する意見を見ますと、今後起こり得るさまざまな危機に対して、今後その対策をするかしないか、この二、三十年の対策の取り組みが決定的なその後の結果に意味を持つと、そういう多数の意見が示唆されております。つまり、我々が行う温暖化対策が、近未来、そ

んなに遠くない未来に対して直接影響するということだろうと思います。

そうした中で、由布市としてこの地球温暖化に対する前進的な取り組みをする必要があるのではないかと、また、その温暖化対策をどこの部署でするような、由布市としてお考えがあるのか、現在どういう取り組みをしているのかについて質問いたします。

次に、これまでの議会を通して私が質問した案件の中で、現状と進捗状況について4点質問いたします。

1点目は、塚原水源のことについて、以前調査研究をしてほしいというお願いをしました。その塚原水源の調査と利用方法の検討に関して、現状と進捗状況がどのようになっているか。2点目、もうすぐ国体開催が、時期が迫っておりますが、特に湯布院スポーツセンターのラグビー場周辺の有効利用について、その後どういうふうな利用方法なりが検討が進んでいるのか。3点目、湯布院町にあります市有地の狭霧台売店について質問した際に、その周囲にある原野に、特に野焼きについての質問をしましたが、その経費とその管理をしている牧野組合員の高齢化による、今後かなり困難な問題が生じてくるのに対し、市としてのバックアップ体制なりそういうことを検討してほしいと市長に質問した際に、検討を重ねるといってお返事をいただいた、その後の進捗状況はどういうふうになっているのか。4点目、行財政改革における歳入に関する取り組みはどのようなふうに進捗しているのか。

以上4点、大きく分けて2点ですが、質問いたします。再質問はこの席で行います。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。それでは、10番、太田正美議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の、地球温暖化に対する由布市の取り組みについてでございますが、議員御指摘のように、地球温暖化問題は今や世界の共通認識として、人類の生命にもかかわる重要な問題として取り上げられております。本年1月の国会で、福田首相が施政方針演説の中で、低炭素社会への転換を基本方針の一つとして掲げるとともに、洞爺湖サミットにおける議長国として、京都議定書にかかわる新たな枠組みづくりを指導していくことを明確に打ち出しております。

大分県では、平成12年4月に大分県地球温暖化対策実行計画並びに大分県地球温暖化対策地域推進計画を策定し、具体的な削減目標と推進体制を掲げ、取り組んでいるところでございます。由布市におきましても、ごみの分別推進による市民への啓発とともに、みずからも庁舎等における古紙の分別回収、不要な照明の減灯や消灯、クールビズなどのエコスタイル、アイドリングストップなど排出削減に取り組んでまいりました。さらに由布市も、一つの事業所として他の範となるべく、具体的な排出削減目標とその取り組み方法を掲げるため、由布市地球温暖化対策実行

計画の策定に向けて現在排出実態の把握を行っているところであります。また、昨年市民による由布市地球温暖化対策地域協議会を立ち上げ、これまで大分県環境教育アドバイザー派遣による3回の学習会を実施、これから行動計画等を策定し、取り組んでいこうと考えております。削減には市民一人一人の協力が不可欠であり、地球温暖化に対する意識高揚はもちろん、ごみの分別や節電を初め、マイバック、マイはし運動の推進など、それぞれができることの啓発に努めてまいりたいと思います。

また、地球温暖化防止推進法が規定する地球温暖化防止活動推進員についても増員を図り、由布市地球温暖化対策地域協議会の活動を充実していくことや、県が進めている家庭で排出削減に取り組むCO₂ファンド積み立て事業や事業所を対象としたCO₂削減承認事業へ参加を呼びかけるとともに、県の由布保健部とチームを編成し、実施しているエコオフィス推進事業にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。対策を検討する機関につきましては、由布市地球温暖化対策実行計画の中で課長級職員による実行計画推進会議の設置を考えておまして、その中で由布市としての取り組みを具体的に検討してまいりたいと思っております。

2点目の、これまでの質問した案件に関しての現状と進捗状況についてお答えをいたします。

塚原水源の調査と利用方法の検討につきましては、塚原水源は市有地からの湧水で塚原簡易水道の原水であり、平成19年6月より20年3月までの10カ月間、湧水調査をおこなっております。これまで日に1万トンの湧出量はあるとされてきましたけれども、調査結果では最大で2万101トンであり、2月の渇水期では5,593トンと予想以上に少ないことが判明いたしました。この5,593トンの地下水が安定し、周辺環境に影響を及ぼさない範囲で揚水できる水量を適正揚水量といいますけれども、この70%の約4,000トンが利用可能な水量となります。利用方法につきましては、平成21年度末までの事業計画策定業務で検討してまいりたいと考えております。

次に、湯布院スポーツセンターに新設されたラグビー場の有効な利用方法の検討は進んでいるかとの御質問でございますが、人工芝ラグビー競技場は国体のリハーサル大会で使用し、利用者や関係者からは大変好評をいただきまして、その後の平成19年7月から20年3月までに、小学生、中学生、高校生、社会人と、合わせて45団体、5,112名が利用し、スポーツセンターの宿泊利用者も大幅に増加しているところであります。もともと湯布院スポーツセンターは高校ラグビーの合宿地としても知られ、九州管内はもちろん全国各地から強豪校が集まる場所としても有名でございます。今後は人工芝競技場を、国体まではラグビー場に限り使用しますが、サッカー利用者からの問い合わせが多く、国体終了後はサッカー競技もできるようにしてまいりたいと考えております。今後はスポーツセンターと人工芝競技場を一体として活用し、スポーツ合宿のメッカとなるよう、より多くの方に利用していただくよう合宿誘致に努めるとともに、各

種大会を開催するなどして湯布院観光とあわせたPRを行い、合宿に伴う観光客の誘致につきましても湯布院地域の関係者と協議をしてまいりたいと思います。

なお、由布市行財政改革大綱の実施計画では、湯布院スポーツセンターは指定管理を含む民間活力の導入が示されておりますので、人工芝競技場を含めて実施に当たっては関係者とも協議をして進めてまいりたいと思います。

次に、原野の管理支援につきましてお答えをいたします。昨年6月議会で野焼きの存続について、市としても理解し、検討してまいることを申し上げたところでございます。昨年度、湯布院の貴重な自然景観の一つである由布岳の野焼きの存続を目的に長年取り組んできた温湯区牧野組合と連携し、財団法人地域活性化センターの活力ある地域づくり支援事業の助成を受け、由布岳の自然と草原環境保全事業に取り組んでまいりました。本事業では、地元である温湯区牧野組合が実行委員会を組織し、由布岳の野焼きの維持存続のために今後の方向を探り、市内外の皆さんに野焼きの意義、効用並びに現状への理解をしていただくために、由布岳南麓野焼きフォーラムを開催をいたしました。先進事例を展開する阿蘇グリーンストックの山内専務理事、自然保護の立場から別府大学荒金正憲名誉教授、由布院温泉観光協会桑野和泉会長とフォーラムの実行委員会八川正和氏が意見発表を行い、私も市長として、支援する立場から登壇をし、意見を述べたところでございます。

このフォーラムには、市内のみならず湯布院に関心を持つ県内外の方々も多く参加してくださいました。本フォーラムで、自然環境保全、景観形成のために地元の方々がこれからもみずからの力を尽くすことを初め、関係団体の協力の意思が確認されたところでございます。

また、市としての援助、協力につきましては、本助成事業を活用して野焼きのためのジェットシューター、着火器具といった備品等の整備を図ってきたところであります。今後、議員も御心配されているとおり高齢化により原野の野焼きが困難になることが予想されますので、地元の皆様に頑張ってもらえるのはもちろんでございますが、ボランティアの募集などで、市として支援できることがあれば地域と連携し、支援をしてまいりたいと考えております。

行財政改革実行計画では、市税や使用料の収納強化、各種使用料の見直し、市有財産の有効活用、そして企業誘致の取り組みを掲げております。

まず、市税の収納強化につきましては、由布市発足以来収納課を設置し、職員は昼夜を問わず収納業務に努力しているところでございます。18年10月からは嘱託職員の増員を行い、さらに19年度には法的な専門知識を持つ専門員を配置するとともに、県へ職員を派遣し研修させるなど、収納体制の強化を図ってきたところであります。今後も引き続き収納の強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、各使用料の見直しにつきましては、これまで必要なものについては見直しを行い、議会

にも条例改正等を提案してまいりましたが、今後も受益者負担の原則に従って必要な見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、市有地の有効活用につきましては、平成19年度売却可能な10カ所の市有地のうち、4カ所を公売にかけ、うち2カ所が売却でき、1,277万8,000円の収入を得ることができました。今後も残された8カ所について計画的に売却してまいりたいと考えております。

次に、企業誘致の取り組みにつきましては、これまで一般質問にお答えをいたしましたように、総合政策課の企業誘致係を中心に進めてまいりたいと考えております。さらに、行政が使用する封筒や印刷物につきましても、自主財源の確保を目的に有料公告の掲載について検討してまいりましたが、今年の1月29日に由布市有料公告掲載に関する要綱を定め、コミュニティーバスの時刻表に初めて有料公告を掲載し、33万円の財源を確保することができました。今年度は窓口用封筒と由布市のホームページに有料公告を掲載できるよう、現在準備作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 市長の答弁にもありましたが、温暖化対策に関しては、市民の皆さん一人一人の協力と、温暖化が身近な問題であるという認識が大切だと思います。それは、すぐに始められる具体的な対策を市が示す必要があるのではないかと私も考えております。県では、家庭から出るCO₂の量を2010年度までに6%削減するという目標が掲げられております。指標として、県全体で年間8万6,000トン、1世帯当たり約180キログラム、1日当たりにすると約0.5キログラムという数字が示されております。これは、家庭でエアコンなら4時間、テレビなら17時間程度、電力を使用することによって発生するCO₂の量だと示されております。こういうふうに具体的に示すことによって、市民一人一人がわかりやすい取り組みができるのではないかとということで、その辺のPRなりをもっと由布市としても進めてほしいと思います。また、由布市におけるCO₂の排出量の実態把握を行っているとのことでしたが、もっとわかりやすい数字に置きかえて、市民一人が温暖化対策に非常に身近なものとして感じられるような指針を示してほしいと思います。そういった新たな認識の上に、市民の皆さんがわかりやすく、またすぐ始められるような道を模索していただきたいと思っております。

次に、温暖化対策を考える際に、なかなかそういう状況とは自分たちの回りを見回すと、新たな可能性ではないんですが、CO₂の削減を考える上で由布市の一つの武器としてなることに、森林が考えられると思います。この由布市の占める大部分が、ある意味ではこの森林によって構成されております。温暖化対策における役割の大きな一つが、この森林の持つ役割が大きな今クローズアップされているのではないかと思います。そうした事実を踏まえた上で、由布市と近隣

の都市部との関係をひとつ考えてみてはどうかという提案みたいなことなんですが、というのは、森林の少ない都市との環境保全のためのいわゆる排出量、自治体間での排出量取り引きということを少し研究してみたいか。それを、その排出量取り引きをすることによってその基金を募って、由布市の、森林と今言われていますが、実際には放置状態にある森林であります。ですから、ここに森林整備、保護に充てることにより、そういった培われた、人間の手が入った森林によってCO₂の削減が今以上に進むのではないかと、そのことによって都市部を含んだ地域全体が住環境の向上なりそういうことにつながって、またそこから安全な水源の涵養や景観の保全、またその副産物としてさらなる成果へとつなげることができる可能性があると思います。

こういった大きな意味で、循環機能の一部として今由布市がリーダーシップをもって発揮する時期が来ているのではないかとというふうに私は考えるんですが、市長はいかがお考えでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 議員がおっしゃるとおりでありますけれども、今森林組合が取り組んでいる日本一の山桜の里づくりとかそういうこともありますし、市長会の席で大分市長ともお話をしたんですけれども、大分川をきれいにしていこうと、そのために由布市はこういういろんな取り組みをしていると、で、大分市もごみゼロ運動でギネスブックに載るような取り組みをしていると、じゃあうちも大分市と一緒に日に大々的にやりましょうと、そしてまた、これからは大分川をきれいにして大分市の人たちの飲む水、飲料水をきれいにする、その取り組みもするんだから、大分市の協力もお願いしますよということで内々には話をしているんですけども、そういう自治体間のお互いの協力し合うということは私も目標に設定しておりますので、これからそういう話を大分市とも別府市とも続けていきたいと思えます。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） そこから発して、具体的に市長が自治体間の排出量取り引きということを考えておられるかどうか、また、担当にそういう指示をされているかどうか、もう一つは、こういうことに対しての専従の職員をこれから置くような考えがあるか、お尋ねします。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 具体的なそういうものはまだ一切できておりませんし、このことについては今これから洞爺湖サミットで世界の世論も高まってくるし、日本についても、また由布市においてもこれを高めていかねばならないと思えます。しかし、現状の中では今の環境課の中で取り組ませてみたいと思えます。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 今我々の回りにある身近な森林というのは大部分が杉、ヒノキですね。それを指して森林と皆さんが考えているのではないかと思うんですが、そこをやはり、

これから先はもっと違った形に森林そのものを変えていくというか、昔我々が小さいころに、もっとこういう化石燃料が高くて少なかった時代には、皆さんも経験があるかと思うんですが、子どものころから裏山に行ってたき物を拾って、それを燃料におふろなりをたいていたという経験もあると思うんですが、そういったときに一番、炭もそうなんですが、広葉、落葉樹がやはり里山にふさわしいし、景観もそれで保たれているというような事実があると思います。

それで、先日湯布院で文化記録映画祭がありまして、その中で大正13年に東大の農林学博士の村田清六さんが、湯布院発展策ということを湯布院にわざわざ来て、わずか2日間の短時間の中ですが、湯布院を視察してそういうものを残されております。その中で言われているのが、やはり針葉樹ではなく広葉樹を植えることが、人間にとって生き物にとって非常に優しく、環境もそれで保全されていくと、それで結果的に湯布院は、特に水と温泉が非常にそのことによって50年、100年、もっと将来にわたってそのことが還元されて生き物にも寄与されてくるというふうな形が述べられております。そのことについての、市長としてその辺の認識はいかがでしょうか。どうぞ。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） その村田清六先生、村田先生ですね、私もそれは……。

○議員（10番 太田 正美君） あ、済みません、村田じゃないです、本田清六先生。

○市長（首藤 奉文君） 本田さん。私も読ませていただいたことがあって記憶にあるんですけども、今の杉、ヒノキは、戦後間もないころで木材の値段が非常に高かったということがあって杉、ヒノキの植林は奨励されて、どこでも山を持ったらもうボロを切り開いて、そして広葉樹を切り倒して、そして植林を、杉、ヒノキをしてきた山がほとんどであります。今こうして、これからどうなるかわかりませんが、針葉樹、杉、ヒノキの価格等々がもう低迷しておる、そしてまたこれほど地球温暖化が危惧されている状況の中では、今広葉樹の持つそういう力というのは最もこれから、大分県だけではなくて全世界がこういう方向に取り組むべきものではないかなというふうに私は思います。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） きのう小林議員が入湯税の用途についての質問がされてましたけども、その中に、用途の中にいわゆる鉱泉源の保護というような部分に対する予算措置はゼロであります。で、具体的に温泉の仕組みというのは、今降ってる雨が地表に降りて、特に山に降った雨が10年、20年かけて地中から地熱を通じて温泉として変わって出てくるわけですが、隣の黒川温泉は、入湯税の大体1割ぐらいを毎年森林整備というか植林に予算を使って充ててるわけです。ところが、湯布院町時代からも由布市になってからも、そういう部分についてのある意味では投資を全然されてない、景観、景観と言うけども、現実にやはり人間が手を加えて守る

ことによってそれが保たれていくわけで、放置して、ただ放置することで自然ではないと思うんですが、その2点について市長、どういうふうにお考えでしょうか。考えを改めるような気はないでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 鉱泉源の保護といいますか、これについては十分検討してまいりたいし、これまでそのことについて、湯布院町時代も全然使ってないと思いますが、今森林組合がやっている、広葉樹、山桜等々やっておりますから、この点についても検討していきたいと思います。入湯税をどのように活用するかということについて検討してみたいと。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） そこで、私もちょっと気になるんですが、今由布市としては、すべて森林といえばもう森林組合に丸投げというか、委託して委託事業として全部受けているという感じですね。事実ですね、それは。ですが、実際今この温暖化対策という観点から見れば、もう森林組合はなりわいとしての事業として取り組まれているのではないかと。じゃあそうじゃなくて、市民一人一人が自分の周囲の環境なりを守るという観点からは、ただ森林組合だけにこれをお任せしていくんでは間に合わないし、事業そのものをそういう気運が追いつかないのではないかと、あの人たちはなりわいとしてそれをやってるんだと、自分たちは自分たちの生活を守るため、また子孫なりにそういう環境を残すためにそういう取り組みをするんだという視点では随分格差があるのではないかと、開きがあるのではないかと。しかし、自分の周囲、住んでる周囲1キロ以内の環境を自分たちの手でどうするのか、そういう森林の保全なりをする、または自分の手で植林をするというような運動、気運を盛り上げることが、実際この地球温暖化対策に対する、由布市としては最も効果的な対策につながるのではないかと私は考えますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 森林組合がやってる事業というのは、それはなりわい部分は大きな部分がありますが、結果としてはそれは広葉樹の植林という形につながっているわけでありまして。いづれにしても、これは市民挙げてそういう認識に立って、そして何とかしようという気運をつくっていくことは大事だと思いますし、これからその点についても考えてみたいと思います。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） ありがとうございます。ちょっと余談ですが、現在市の保有する公用車は何台くらいあるんでしょうか。また、その中でエコカーをどのくらい保有しているんでしょうか。

○議長（三重野精二君） 産業建設部長。

○産業建設部長（萩 孝良君） 産業建設部長です。公用車の保有台数についてはまだちょっと手元に資料がございませんが、エコカーというのは確か庄内庁舎に1台配置しているというふう
に思っております。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 一つの、これは行政改革も含めてなんですが、公用車の削減と
いうか、減らしてエコカーを導入、もう少し意識的に導入するというお考えはないでしょうか、
市長。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） それは導入できれば一番いいんですけども、今の状況、財政状況の中
で、エコカー1台が相当値段がするということで、そういう財政状況も考えていきたいと思いま
すけれども、早急にどんどん入れるということはちょっと難しい状況だと考えております。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 難しいことはわかるんですけど、ぜひ頭の隅には置いとって
いただきたいと思います。

次に、塚原水源のことについてお尋ねします。

思ったより水量がなかったと、渇水期における水量が5,593トンぐらいしかないんで、そ
れからすると4,000トンぐらいの量しかないということなんですが、具体的に、4,000ト
ンという数字からして人口で何人ぐらいの給水能力があるんでしょうか。ちょっと課長にお尋ね
したいんですが。

○議長（三重野精二君） 水道課長。

○水道課長（目野 直文君） 水道課長です。10番議員さんにお答えをいたします。

適正揚水量の4,000トンですが、これは地方生活基盤整備水道事業のマックス水量の
375リッターを仮定しますと、1万人程度ということになります。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） そこからすると、今の給水区域を拡大するような可能性が1万
人にあるわけですね。そういう検討をこれから先なされていくのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 水道課長。

○水道課長（目野 直文君） 水道課長です。10番議員さんにお答えをします。

この4,000トンの利用方法でございますが、4,000トンのみならず、この4,000ト
ンを全額利用したときにどういう問題があるかとか、それとほかの水源、その余剰水等を含めま
してこれから検討するわけでございますが、どちらにしても、今は給水区域の変更につきましては
今後この数量等を見ながら、また調査をしながらこの事業計画の中でうたっていきたいと考え

ております。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 今由布市全体を考えたときに、どの地域にも安心・安全でなおかつおいしい水を供給されるということが由布市民にとって絶対に必要なことではないかと私は考えております。塚原水源だけではその水量がおぼつかないということなら、この由布市全体の水源、簡水も含めて見直しをし、その代替となるものがないのか、また整備を進める中で、そういったところに余り水がないのか、そういうしっかりした調査をまた今後も続けていただいて、やはり千里の道も一歩からと言われますように、10年先、20年先の由布市の一つのインフラ整備をしっかりしていただきたいと思います。きのうも下水道の廃止というようなことが言われてましたけども、一方で、飲み水がどれほどこれから先重要な資源としてなるかということ、市の行政としてもしっかり取り組んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

2点目ですが、ラグビー場の利用状況が以前に比べて大幅に、新設のラグビー場をつくったことによって大いに利用されていると。それは、国体が終了した後も今のこういう利用状況を大いにPRして、その後のどういう、指定管理者になるかもしれませんが、やはり一つの由布市の財産として大いに高めていってほしいと思います。

3点目ですが、さっき温暖化の中でも述べましたが、森林の保全、原野の保全というのは非常に今大切なことだと思います。また、それに対する、団体に対する予算編成がほとんどないというのが現状ですが、その辺の認識を少し、以前とはもう違うんだということを考えていただいて、森林、原野は十分な手入れを行わなければすぐに荒廃し、景観上も、また山火事等の防災面でも多くの問題を生み出します。その辺のところをよく認識していただいて、また早急な対応をよろしく申し上げます。

4点目ですが、行財政改革、るる言われました。先日も、同僚議員の質問の中に企業誘致というようなことも質問されております。私も企業誘致の必要性というのは、その経済効果の高さには期待するわけでありますが、しかしながら、企業誘致と一概に言いましてもその取り組みに対しては、県でもそうですが、高い営業力を持った人材が全方位的な、ある意味では営業戦略なりを立てて取り組まなければなかなか成果が生まれないというのが事実だと思います。また、市としてそういう、営業マンと民間では呼びますが、そういうふうなスポークスマンとなるような、先兵となる人材、組織がなくてはこれは到底おぼつかないことだと思うんですが、私としては、まず企業誘致よりも人材誘致を図るべきではないかと考えますが、市長、いかがでしょう。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そういう営業マンというか、本当にプロに近いような営業マンがおって、そして企業を誘致してくれるというのは最高にすばらしいことだと思います。今そういうことを

全く考えていなかったんですが、職員でやらせようということを考えておりました。そういうことも視野に入れてちょっと考えてみたいと思います。今由布市の現状の中で、企業誘致をするのは一番やりたいことなんですけれども、誘致する土地について、今そういうことを十分検討させて、こういうところにこういうものを誘致したいという、そういう土地を今きちんとした精査をしているところでありまして、それが決まれば、そういう土地でどういうものが来てくれるかと検討させながら、そういう形ができればどんどんやらせていきたいというふうにも考えています。今はそういうスタート段階であるというふうにも考えています。

○議長（三重野精二君） 太田正美君。

○議員（10番 太田 正美君） 由布院温泉が30年ぐらい前に営業活動、福岡なり行ったときに、向こうの方から、今も一緒なんですけど、湯布院に何があるんですかとよく聞かれます。で、私たちも実際何がいいんですかと、何もない、お客さん、観光客にしても何もないのに何がいいんですかというような質問をよく受けます。しかしその中で、何もない中で結局勝負するのはどこで勝負してるんかという、やはり人なり、そこに住む人と外部から来る人たちのそういうコミュニケーションをどういうふうにつくることによって、またそれを外に向けてどういうふうの情報発信をするかということに尽きるのではないかと。だから、湯布院はそういう情報発信をするところで余り投資をしなかったというのは、つまり人と人とを介することによってコストをなるべく、わかりやすく言えばただで宣伝をしてもらったというような長い、その人と人のつながりが、ここにおられる小林議員なんかもある意味では湯布院が人材誘致をした一人ではないかと私は考えております。そういう積み重ねが湯布院の一つのブランドをつくってきた。で、中身として何があるというんじゃなくて、総合力を、世界に通用する総合力を持たなければ今の観光地なりはなかなか衰退していく。いろんなテーマパークなりが大きな何億円という投資をしますけど、もう5年もするとお客さんがなかなか来てくれなくなって衰退していくというような状況で、経営が破綻するというような案件がいっぱいありますが、湯布院は、由布市もそうですが、やはり成長の管理をしながら、これから先もある意味では末永くまたお客さんが来てくれるような、そういう意味での取り組みというのは何があるのかということ、やはり環境を、どうしてそこに暮らす人たちが豊かな生活をしてるんだということを通じて、またお客さんに、外の人にそれを情報発信することが由布市の生きる道ではないかと、決して由布市なり湯布院には都市の快適な生活があるわけではない、やはり田舎の昔ながらの変わらぬ生活があることで、それが培われ営まれているのではないかと私は考えておりますので、そういう、市長にはその基点に立った行政運営をぜひともこれから続けていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三重野精二君） これで10番、太田正美君の一般質問を終わります。

以上で、今回の一般質問はすべて終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時50分休憩

午前11時33分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

昨日申し入れがありました承認1号専決処分の承認を求める件について、執行部より差しかえについて取り下げの申し出がありましたので、取り下げを許可いたします。また、議案の訂正について執行部より申し入れがありますので、これを許します。（「質疑にかかわることやったら出したら悪いよ。また同じ繰り返しをするん」「何でこういうことを何度も繰り返すん」「議運の委員長、これ、質疑の後っていう申し合わせじゃなかったの」「さっきやるって言ったやない。何で平気でやぶるんかな、これ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「後ち言わんやったかな」「議運ではタッチしないと。あとは本会議でして下さいと全員協議会でやった方がいいんじゃないかと言うたんやけど」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「休憩じゃな」「とりあえず休憩」と呼ぶ者あり）

財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。大変申し訳ございません。私の方から本日差しかえをお願いいたしますのは、由布市健康温泉館の特別会計の補正予算についてでございます。

議会初日に担当課の健康増進課長から、3月の議会で人件費が計上されていないということで、おかしいのではなかろうかということの指摘を受け、人件費を今回計上したということで提案理由の説明があつたと思いますが、その中で予算の流用、この項目について、当初予算で既にこの予算流用については表示していました関係から、今回は2回目ということでございますので、この「予算流用」の後に「補正」という文言が必要となってまいります。したがって、「補正」という文言を追加したことが1点と、それから「予算流用」の文言につきましては、その会計内に人件費が組まれているか組まれていないかによって文言が変わってまいります。今回はまれなケースといいますか、人件費を年度途中で組みかえたということで、当初予算の人件費の文言が、人件費が組まれてない表現の仕方になっておりましたことから、今回人件費が組まれている文言に変えたということでございます。

以上が差しかえの理由でございます。どうかよろしく願いいたします。なお、本当申し訳ございませんが、今後こういうことのないように十分気をつけたいと思います。

○議長（三重野精二君） お聞きのとおり文言の修正でありますので、これについて何か質問があれば。（「またこれの訂正をせな悪いけどな、例えば一番、2条の最後の行、これ、「額に」が

出過ぎじゃ。（笑声）下げて、きちっとしたのを作ってよ、毎回言いよるのに。どうせ差し直すなら私が質疑をした後にして」「議長、この修正は質疑の後に認めるべきだと思います」「承認案件と同じ扱いに」「さっきそれをみんなに言うたんやねえんか。それで安心しとったんや」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

説明をしたちゅうことで。ほいじゃあ後にそれに対しては質疑を後で受けたいと思います。（「質疑を後でちゃ当然じゃ。しかし、これも差しかえてもらわないと困るちゃ。このままじゃ受け付けられんので。そんなへんてこなもの、どうしてあんた、いいですって言えるかやね。いつも線とか点とかうるさく言う人があるのに」と呼ぶ者あり）（笑声）（発言する者あり）

追加日程第1 緊急質問

○議長（三重野精二君）　ここで代表監査の出席を求めています。

それでは、職員による公金横領の件について、西郡均君ほか4名から緊急質問の申し入れがあります。

西郡均君4名からの、職員による公金横領の緊急質問の件を議題として採決します。この採決は起立によって行います。西郡均君ほか4名からの、職員による公金横領の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

○議長（三重野精二君）　起立多数であります。よって、西郡均君ほか4名からの、職員による公金横領の件の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として直ちに発言を許すことは可決されました。なお、発言については申し出順に行い、会議規則第64条の規定を遵守の上お願いします。

それでは、まず西郡均君の発言を許します。

○議員（8番 西郡 均君）　自席でいいですかね。

○議長（三重野精二君）　自席で結構です。（「自席でいいの」と呼ぶ者あり）（笑声）64条ちよつと事務局長、解説してくれん、わからん。（発言する者あり）発言席でどうぞ。

○議員（8番 西郡 均君）　一般質問のときにさせていただいたら本当にうれしかったんですけども、追加を認めていただいたので、改めて職員による公金横領についてお尋ねしたいと思います。

今回の事件が不幸にして起こったんですけども、これが起こらなければわからなかったことが随分ありました。いかに由布市がずさんだったかちゅうことがはっきりしたんですね。条例上では、水道事業管理者のもとに水道課長を置き、その水道課長がすべての事務を処理するようにな

ってます。条例上では。ところが、すべての書類があるかどうか子細に点検をしました。ないものが相当あるんですね。一体どこにあるんかと思ったら、会計管理者のところなんですね。条例では全くうたわれていない会計管理者が書類の半分を管理してたと。それを副市長と市長が決裁をしていたと。副市長というのは条例上何の権限もないんですね。こういうことについてほとんど監査もされてないし、議会の私たちも気がつかなかったちゅうんで、非常に残念ちゅうんですかね、議会の代表の運営委員もかなりの人数いるんですよ。そういう点で、水道事業の設置に関する条例、あるいは由布市水道事業会計規則によって見てみますと、本来出納事務を、実際やってなくても把握しておかなければならない水道課長が、その書類さえも、写しももらってないというような状況がわかりました。これは設置条例や会計規則に反するばかりでなく、事実関係を把握する上で重大な障害になっています。ちなみに、銀行がどういうところに幾ら支払ったかという支払い通知書そのものも、水道課長の手元にはないどころか写しも来てません。

職員自身の倫理を問うことはもちろんですけども、こうした事態を放置しておって漫然としていた一番責任者は、水道事業管理者の市長です。で、そのことを薄々わかりながら今日まで惰性で来ていた水道課長。しかし、もっと問題なのはその途中に一人いるんですね。産業建設部長は、決裁権限はあるけども、実際条例上でも会計規定の中でも、あなたの権限は一切うたわれてないんですよ。これこれこういうものについては決裁しなさいというようになっているけども。だから、そういう意味では事業管理者と水道課長の間に立って目配せをして、さっき言ったようなことを是正するのがあなたの役割だったんです。しかし、それを今日まで放置されてきて、たまたま今回こういう事件が起こったから私たちがわかったようなもので、そういう点で言えば、この関係書類の様式そのものも例規集では略になっているんですね、私が聴取に行ったら。本体そのものは聴取できないんですよ。皆コンピューターの中に入ってて、数字を打ち込まない限りはアウトプットできないということで。だから、様式書類としてきちっととじられている部分は何もないんです。例規集の、一番最初の議会のときに、やっぱり様式はきちっと載せろという要求をしました。しかし、すっぺりこっぺり言って載せないまま今日まで来てたんです。だから、何が正しくて何が悪いかという判断もできないような仕組みに今までなってたんですけども、それも含めて、今後こういうことが起こらないように、職務権限を明確にした組織機構の整備と正確な条例、規定の整備、組織機構そのものがまずでたらめだったということを最初に言うておきたいと思います。市長にはこの点について、最後にまとめて今後どういうふうにするか含めてきちっと意見を述べてほしいというふうに思います。

さて、通告に出していますからきちっと答えてほしいんですが、職員が会計課に在職していた期間は、いつからことしの3月31日までだったのか。会計課に配属されたちゅうんですけども、水道課の出納事務を行っているんですね。配属の肩書き、どういう肩書きでそれを配属したのか、

その含めて、彼だけなのか、会計課の中にいる水道職員は。2007年、昨年1月25日から公金横領を始めたのか、彼がその日にそこに配属されたのか、そこ辺も含めて、市長並びに人事担当わかる方がきちっと答えてほしいというふうに思います。先ほども言いましたように、彼だけが水道課のそういう兼務だったのかどうか。

2つ目は、職員が公金横領にかかわった件数と相手先の人数、これは合同新聞に一部出てましたから、マスコミにはかなり詳しい資料を渡したかコメントで言ったのかわかりませんが、この議会の場に、どういう状況だったのか、それはきちっと報告していただきたいというふうに思います。

3点目は、6月6日に業者から問い合わせがあったような印象を受けます。しかし、去年の1月25日からのことですから、全くその間その前兆がなかったとは私は考えられないんです。だから、業者からの問い合わせ等は頻繁にあったんじゃないかというふうに思うんですよ、水道課に。あったにもかかわらず、水道課長がそれを漫然として聞き流していたのか、それとも、ほんのわずかしら金振り込まれたよと連絡があったからそのままにしておったのかどうか、そこ辺も含めて、辛いでしょけれども、さかのぼってどういう状況があったか明らかにしてほしいというふうに思います。

4点目に、ここは重要なんですけども、簡単にフロッピーディスクによる吸い上げというのを言ってます。しかし、これはいわゆる記録の複製なんですね。そういうことがいとも簡単にやられて、操作もできるということ自体、私には納得いきません。しかも、その職員がやる行為が、だれもチェックできないなどということは考えられません。今回の報告書を見てみますと、相手側から明細書を送ってもらって初めてわかったみたいに言っておるんですね。発信する文書がチェックできないなどということはありません。まさにそのこと自体が、私は不正行為じゃないかというふうに思うんですけども、その辺はどの辺まで受けとめてるのかお尋ねいたします。

5番目に、職員の倫理観の欠如と会計課のチェック体制がなかったというふうにあの中で述べています。あの中で述べているチェック体制とはどういうことだったのか、本当にできることなのかどうか。もう発覚して何日もたちますし、いろいろ検討もされたと思いますけども、その部分についてきちっとお答えをいただきたいというふうに思います。

最後に、監査委員にお聞きしますけれども、出金、入金例月の、例え口座落としだろうと何だろうと、そういう預金関係の出金、入金も全部現金の勘定で例月出納検査結果の対象なんですよ。にもかかわらず、証憑書類の中にそういう公金横領を防止できるような、チェックできるような、そういうあなたが見る書類がなかったのかどうか、そこ辺が気になるわけですよ。私、この書類が水道課長が把握できない状態にあるちゅうこと自体を知ってちょっとびっくりしてる

んですけど、こういう条例違反、要は公営企業法違反のことが平気でやられていること自体を、今日まで代表監査委員が見過ごしてたこと自体が私には腑に落ちないんです。

以上の点、私には倫理観のない職員がたまたま起こしたという事件じゃなくて、起こるべくして起きたようにしか感じられないんです、これを見ると。すごいですんな行政組織のあり方で、チェック体制というか管理できないような状況になってるといのがあからさまになってるんで、その点について、それぞれ尋ねられたことをきちんと答えて、今後どういうふうにするおつもりなのか、そのことも含めてお答えいただきたいと思います。

再質問はこの場でまた行います。

○議長（三重野精二君） 会計管理者。

○会計管理者（米野 啓治君） 8番、西郡議員にお答えいたします。

まず1番目の、職員が会計課に在籍していた期間はいつからかということですが、合併当初の平成17年10月1日から平成20年の3月31日まででございます。最初の公金横領を始めたのが、2007年ちゅうと、平成18年の1月25日からということですが、平成17年の1月25日が最初でございます。（「19年」と呼ぶ者あり）済いません、19年。

2番目の、職員が公金横領にかかわった件数と相手先の人数でございますが、現在わかっている段階で件数は21件、それから、業者と思いますが、業者は14社でございます。

3番目は水道課長でよろしいですか。（「聞かれたことにも答えてよ。ちょっと不真面目過ぎりやせん。書いてあることだけしか答えなんちゅうのは。」と呼ぶ者あり）彼の肩書きは、所属は会計課の職員でございます。（「だから、水道課のどういう兼務しとったんかい。」と呼ぶ者あり）水道業務につきましては彼一人が行っておりました。（「一人だけね。」と呼ぶ者あり）はい。それと、3番飛ばしていいですか。（「いやいや、後で答えよ。私は頭が回らん。」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 水道課長。

○水道課長（目野 直文君） 水道課長です。私への質問は6月6日に、それだけかということなんですけど、当初よりもまだ、当初ちいいますか、前からあったんではないかということなんですけど、日付ははっきりしませんが、湯布院の水道係の方で1件、うちの方で4件、約5件程度の連絡があったということですが、それがありましてすぐ事務担当者の方に連絡をいたしまして、それが入ってないという連絡を受けたけれどちゅうことで連絡したわけですが、その後にも入金をされており、その後につきまして私どもの方に連絡がなかったもので、私どもとしましては入金をされたということで今までは思っていた次第でございます。

○議長（三重野精二君） 会計管理者。

○会計管理者（米野 啓治君） 8番、西郡議員にお答えいたします。

4番目の、フロッピーディスクに吸い上げ、別の末端から金融機関へ転送されるという表現をしているが、その過程をだれもチェックしない状態が放置されていたとは考えられない、吸い上げそのものが不正行為ではないのかということですが、水道企業会計におきましては彼一人が担当しておりまして、水道課のパソコン、いわゆる末端から口座、名義、名義人ですね、それから金額等が入力され、会計課の末端へ送られてきます。このデータをフロッピーに移し、というこの移しが吸い上げという行為でございます。で、このフロッピーで大分銀行専用のパソコンで大分銀行小野屋支店へ電送するというものでございまして、そのものは不正行為ではございません。ただ、チェックができなかったということでございます。

で、5番目につきましては、職員の倫理観の欠如、会計課のチェック体制がなかったため繰り返されたと理由づけているが、チェックできることなのかということですが、現状のシステムではチェックはできません。大分銀行にデータを送る前は会計課でチェックすることはできます。総合振込依頼書というのを打ち出すことはできます。しかし、これはチェック機能が働きません。データを送る寸前に今回改ざんされたことございまして、これが今回の横領につながったものであります。また、大分銀行にデータを送った後は、必然的にデータが消去されるようになっております。で、この部分を早急に改善し、チェック体制の確立を図りたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 代表監査。

○代表監査委員（宮崎 亮一君） 8番議員さんにお答えします。

毎月の入金と出金は例月出納検査の対象になっておるが、証憑書類の中に公金横領防止できる書類がないのかと。監査の立場からそういう面についてチェックした場合、書類的には不備はございません。で、チェックはできません。今会計管理者からお話があったように、直前に相手先を入れかえて送金したというようなお話ですので、書類的には一応当然振り込むべき債権者、相手先、債権者である相手先の名前が記載されております。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） ちょっと、最後でいいですから。

今聞いてもうあきれ果てるんですけど、今聞いただけでも皆さんがおかしい部分が大分わかると思うんですよ。結局振込口座については口座振替の請求書等出してもらいますから、それは確実にこういう水道、会計課の中に書類として保存されるものなんです。しかし、その原簿たるや水道課にはないんですよ。どういうふうになっておるかちゅうと、そういうのをきちっと照合できるように、保存できるようにはなってないんですよ、今の仕組みが。だから、あなたは口で言ってるだけで、実際につぶさにそれを追跡をしてチェックをしたかどうかちゅうのはいささか

疑問なんです。だって、水道課にない書類がずっとあるわけだから、その書類はどこにあるのかちゅうことを言いさえすればそれでチェックできるわけなんですよ。だから、必要な書類はほとんどその原簿の中にとじられるようになってます。今言った過程の中で唯一ないのは、フロッピーに吸い上げて電送するという、その部分だけがこれにないんですよ。そこに不備があったということ自身は会計課長も言って、そこを何とかしなきゃならんちゅうふうに、会計管理者も今気がついてそういうふうに言いよるわけだから、少なくともそういう仕組みそのもののおかしいところちゅうのは、監査委員が指摘してあげない限りには外の人にはわかりませんよ。ましてや、今聞いてみると会計課には水道課の職員は、水道課の仕事をするのは彼一人しかいなかったちゅうことで、実際、あなた自身も会計管理者であるけどもチェックはできなかったわけなんですよ、事実上。

ことほどさように、今回の不祥事が起こるべくして起こるようになったということを実示している事案だというふうに思います。少なくとも、やっぱり水道事業管理者は市長、そしてその職務は水道課長が行うというふうになってます。しかし、一課長にそのすべてを担わせるのは酷なことです。だから、決裁権限で途中に産業建設部長を置いたんだというふうに思います。しかし、その職務の内容については全然触れてないんですよ。条例上でも。そういう不備がチェックできる体制に全くなってないんです。よほど市長が真剣に水道事業にべったり、もう市長職半分はなげうって、おれは水道事業管理者だということやればそれは防げたかもしれんけども、そういう状態にないということが今明らかになったというふうに思います。今までの議論を聞いて、今後どういうふうに臨むつもりなのか、市長の方御意見伺いたいと思います。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 先ほど各課長が申し上げたとおりで、いきさつについてはそれでありませう。最終的に指定金融機関へ転送する場合に、もうその転送の寸前に改ざんを行っているということで、支払指定日を会計課で決めても、そしてすべてチェックしても最終段階の最終がチェックできてないという状況でありまして、恐らくこの水道会計だけではなくてほかの部分もというふうに考えられます。そういうことから、副市長を中心にして直ちに再発防止策を講じていきたいし、今現在、もう既にバック資料として指定金融機関から送金した業者名、そして金額等がすぐこちらに来るように、もう次の日からそういうふうにさせておりますので、今のところはそういうチェックができるようにしております。いずれにしても、全般にわたって公金を扱う部署については、再度すべてを洗い直してどういうチェック体制をしくのかということは今これから検討させていきたいと思っております。

また、職員の倫理観が欠如しているから起こったというだけではなくて、本当にそういう起こりやすい体制をつくっておったという私の責任も十分あると強く感じておるところでありまして、

このことについて、どんなそういう気持ちがあってもそういうことはできないような体制をきちっとつくっていくと、これをいい機会にすべてを洗い直してやりたいというふうに考えております。

○議員（8番 西郡 均君） 以上で終わります。

○議長（三重野精二君） ここで暫時休憩いたします。再開は1時から。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

先ほどの8番議員の質問の答弁に対し、水道課長より答弁不足があった旨申し出がありましたので、答弁を許します。（発言する者あり）（笑声）水道課長。

○水道課長（目野 直文君） 水道課長です。先ほど、私どもの書類が水道課の方に全然存在しないということの発言がございましたが、書式等、様式等は会計課の方で打ち出すいうのもございますが、収入伝票や支出伝票等の各書類につきましては前月の分につきましては監査までには全部戻ってきます。で、書類がひとつも水道課の方に存在しないということではなくて、そういった支出関係、収入関係の書類は存在しますということを説明をしておきます。（「それは悪いよな。こっちに再質問せんというのは。そこだけ言われて終わるなんて（笑声）ひどいんじゃないの、そのやり方は」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） 2遍しか言ってませんので、もう一遍だけ許します。（笑声）（発言する者あり）

○議員（8番 西郡 均君） 書類のないの、改めてほんなら言います。多分そんなことを議事録に残すなち言われて慌てて今言うたんだろうと思いますけども、それぞれ様式、書類は、もちろんないというのは聞きましたけれども、どういうのがないのかというと、現金等払込証、現金口座振替請求書、支払い通知原簿、支出総括表、領収原符集計表、収入総括表、以上であります。それぞれあるんだったら、私にはないということで連絡来てますから、あるんだったらある証明を、このようにつけて実際ありましたということで、改めて訂正してください。お願いします。

なお、フロッピーの中に入っているからないんだという言い方を、とある監査委員さんがしておりますけれども、そういう事実もあるんなら、それなりにその旨記載して報告してください。お願いします。

○議長（三重野精二君） 次に、5番、佐藤郁夫君の質問を許します。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤郁夫です。大変お疲れさまでございます。

私は通告をしていましたが、先ほどの同僚議員さんの質問の中で答弁ございましたから、この

質問を取り下げをいたします。

○議長（三重野精二君） 次に、25番、丹生文雄君の質問を許します。

○議員（25番 丹生 文雄君） 25番、丹生です。自席で質問をさせていただきたいと思いません。

8番議員の質問でおおよそのことがわかりましたんですが、私ちょっと違った点がありますので、お聞きをしたいと思います。

1年2カ月間に、公金の振込先を改ざんして自分名義の銀行口座に入金を重ねたこと、業者から問い合わせがあるまでわからなかったこと、これをなぜもっと早期に発見できなかったことということですが、それはもう先ほどの8番議員の質問でわかりました。それから、チェック体制に不備がなかったかということなんですが、これもわかっております。ほかに、一番今この電送でそういう処理をするということになりますと、一度に大量の伝票操作といいますか、そういうものを処理しますので、今回は他の会計事務について早急に調査、検証する必要があるのではないのでしょうか。それが一つでございます。

次に、先ほど先般扶養手当の過払いがあったばかりですが、今後市としてこのような不祥事が二度と起こさないよう、どのような対策を講じるのか、そして市民に不安を与えておりますけれども、その信頼回復をどうするのかお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今回は水道会計のみでございましたけれども、公金を扱う部署につきましてはすべて検討させまして、今後一人で行うとかそういうことじゃなくて、チェックがちゃんと機能するような方策をとりたいということで、副市長をトップにしてその検討委員会を設置して、直ちにそれは早急にそのことが修正できるような形をとっていくつもりでございます。

それから――（発言する者あり）会計につきましては、すべての面で再度洗い直しをさせたいと思っておりますし、職員についてもそのことを指示してさせていきたいというふうに思っております。

それから、市民の皆さんにつきましては、おわびをする前に、私はおわびももちろんいたしますが、このことは、職員をしっかりと本当に市民の付託を受けた、そして公務員としての使命感に燃えた職員をつくっていくことは、おわびの前にはいけないことだと思っております。そういうことで、9日の月曜日の記者会見のあった6時に全職員を庄内の中央公民館に集めまして、この事件に至った経過と、そしてまたこの事件が及ぼす影響ということについて職員に話をして聞かせました。たった一人のそういう不祥事が由布市職員全員の不祥事につながっていく、これまでしっかり仕事をし、真面目にやっている職員も皆同じ目で見られていくという寂しさ、悲しさ、そしてまた、由布市が合併して本当に元気な由布市としてみんなで頑張っていこうとし

た、そういう思いも何もかもすべてを踏みにじってしまっているということ。そういうのは、我々だけではなくて、本当に合併してよかった、そして合併して一体感を持って頑張ろうと始めた市民の皆さんに対しても本当に挫折感を味あわせるような、そういう事件であったということでもあります。

そういうことから、一人一人の倫理観に基づく自覚ということについて反省を促したわけであり、信頼は一夜にして、積み上げるのは大変長年かかりますけれども、一瞬にして信頼は失われるものであると。

この事件をよその課のだれだれさんがしたことであって私は関係ないよ。そういう物の言い方をする職員がおったら許さない。自分が、自分の隣の職員がやったという、同じ同僚が犯したということで、その犯した、その何といたしますか、罪といたしますか、それは全くみんなが共有しなくてはいけないんだということを話して聞かせました。これからは、その信頼を回復するために全力で頑張っていくかねばならないということをお話しましたし、私自身もみんなと一緒に力いっぱい頑張っていくことも話しました。

また、処分についても市の処分規程がありますけれども、それに沿った厳重な処分をしていきたいというふうにも話をいたしましたところでありまして、いずれにしても、本人の倫理観の欠如はもとよりでありますけれども、そういうのを発生させた、そういう体制も大いに反省を私もしておるところでありまして、今後両輪で職員の心を育てること、公務員としての自覚を育てることと、そういうことを過ちを起こらないような体制をしっかりとつくっていくということをお話したところでもあります。

市民の皆さんには、市報でまたおわびを申し上げたいと思いますが、私もいろんな事あるごとにそのことでおわびを申し上げていきたいし、職員も市民の皆さんにそういうことを聞かれたら、自分のこととしてきちんとしたおわびを申し上げるようということをお指示したところでもあります。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 丹生文雄君。

○議員（25番 丹生 文雄君） はい、ありがとうございました。まさに、今財政改革に取り組んでおる折に、職員によるこのような不祥事が起きたことに非常に私残念に思います。市長、これから二度とこのようなことが起きないように、しっかり検証していただきたいとします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（三重野精二君） 以上で、25番、丹生文雄君の緊急質問を終わります。

次に、12番、藤柴厚才君の質問を許します。藤柴厚才君。

○議員（12番 藤柴 厚才君） 12番、藤柴厚才でございます。私も通告をいたしておりましたが、さきの8番議員さん、そしてまた25番議員さんの質疑と同じ内容であり、その答弁で理

解ができましたので取り下げをしていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 次に、17番、利光直人君の質問を許します。

○議員（17番 利光 直人君） 17番、利光でございます。私も前の議員さんと同様でございます。一応質問の事項は、先ほど市長のお話を聞いておきます。

ただ一つだけ、市長、副市長及びまた部長クラスの方の願いがございますが、現在どこの職員もそうですけれども、いろんな面で昔と違って厳しい行政の見方が市民の中にあります。そんな中で、こういう氷山の一角の事故ということでいろんな形を受けましようけども、特に幹部連中の皆さんにつきましては、20代、30代の職員さん、やはり役所の自分は職員になるんだという願望のもとにこの職に着かれてやはり頑張っておる、また3町合併されて自分はその中でやっぱり頑張るんだという職員も中にはおりますんで、その辺の心のケアのフォローも執行部としてもお願いしたいということをこの場でお願いをして質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（三重野精二君） これで17番、利光直人君の緊急質問を終わります。

以上で緊急質問はすべて終了いたしました。

これより各議案の質疑を行います。発言につきましては、日程に従い、議案ごとに通告書の提出順に許可をしますが、会議規則及び申し合わせ事項遵守の上、質疑、答弁とも簡潔にお願いします。

なお、自己の所属する常任委員会に関連する事項については所属委員会をお願いします。

日程第2 報告第2号

○議長（三重野精二君） それでは、日程第2、報告第2号平成19年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 土地開発公社については私自身理事であります。理事会の中で議論を熱くしました。しかし、直していただいた分もあれば、そのまま直されずに多数決で議決されたという経過もありますんで、一応常任委員会でも検討していただきたいということを述べておきたいというふうに思います。答弁は要りません。

まず最初に、提出された土地開発公社の議決書ですね、これに公社印を押しておるんです。これはさきのときにも同様に指摘したんですけども、意味がないけど、次回からは議長印を押さすというように言ったんですけども、理事長印でも何でもない公社印を押してるんでね、その約束も違うし、無理に私は押す必要はないんじゃないかというふうに思うんですけども、そこ辺は必要性も含めて精査してほしいというふうに思います。

2つ目は、事業報告及び決算諸表の順番が公有地の拡大の推進に関する法律18条の3項が求める順番と異なる。同時に定款21条にも公社は毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を作成するというふうにあります。順番は公拡法の順番と同じであります。そういう順番できちんと決算書類、あるいは事業報告書が作成されるべきじゃないかというふうに私は考えます。

3点目に、その公拡法の18条第4項及び定款22条では、公社は毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額を準備金として整理するというふうにあります。これは公拡法及び公社の定款及び諸規定にすべて一貫してることであります。したがって、準備金、剰余金計算書じゃなくて準備金計算書、括弧とはしてますけども、表題そのものもきちっと準備金で統一するというふうにしなきゃならんんじゃないかというふうに私は思います。

4番目に、事業報告書の3に監査の状況が書かれております。しかし、定款の定める監査というのは、民法に定められた監査を行うというふうになってるんで、正式には理事の執行状況や、あるいは財産の管理がどうだったのかということをきちっと監査していただいて、監事に監査していただいて、それを報告書にまとめるべきだと思いますけども、あろうことか、ことしの年月日の決算監査の報告だけしか載ってないんですね、これおかしいと。以前、監査は、当時の監査は、監事は由布市の代表監査委員が行ってたんですけども、不幸にも自分のかかわってる、監事になってる土地開発公社のことについては監査できないという除外規定がありますから、まさに自分が間違いを犯して自分を監査するちゅことになるんで、議選の監査委員もおりますから、きちんとした指摘をやっぱりしてほしいというふうに思います。いわゆる定款に定める監査を行ってなかったという事実があります。

5番目に、事業報告書の役員の状況、これ非常に表がわかりづらいんです。年度当初の役員、あるいは最後に年度末の役員を記載し、その途中で異動があった役員を記載する。以前はこの方法をとったと思います。ところが、前の総合政策課長ちゅんかね、その時代からこういうやり方を取り出したんで、よくみんなこれを平気で見てるなと思うんですけども、それを御検討ください。

また、6番目に職員の人数だけでなく職員の氏名もですね、かつて挾間町では土地開発公社の職員が使い込みをしたという事実もありますんで、甚だ失礼ではありますけれども、公社の職員も人数じゃなくて、名前でも本職と兼務してるという状況をお書きいただきたいというふうに私は思います。

7番目に、貸借対照表の当期純利益をマイナス29万3,886円と記載してはいますが、これは公拡法でも土地開発公社の経理基準でも、準備金または欠損金に属する準備金または欠損

金は、次に掲げる項目の区分に従い、当該準備金または欠損金を示す名称を付した科目をもって掲示しなければならないというふうにはっきり記載されております。したがって、欠損金なら欠損金、準備金なら準備金という扱いをすべきだというふうに私は思います。

同じように、8番目に損益計算書の経常利益マイナス表示も当期純利益マイナス表示と記載するのも、さきに言った経理基準に反するというので、きちんと欠損金なら欠損金というような扱いをすべきだというふうに私は思います。

9番目に、販売費及び一般管理費の中で報酬等日本経営協会研修参加費に占める割合が多過ぎるんです。報酬といっても、民間から出てる私と新しい新任の監事の方でありますから、私自身が3万円にふさわしい活動をしているかどうかちゆのは非常に疑問であります。もっと安くいいんじゃないかというふうに思いますんで、その分も総務委員会で再度検討をお願いしたいというふうに思います。

ただ、毎年このような研修が必要なのか。研修したって一向に内容が改まってないじゃないかという点で言えば、私は必要ないと、十分に今の出されてる資料で勉強できるというふうに思います。

10番目に、未収金、未払い金がなければ、内訳明細の項目を書く必要もないのに今回書いてます。そしてゼロになってるんです。こんなばかげたことないと思うんですけども、やっぱり相変わらず言っても直さない。

11番目に、今度は添付資料の中で内訳が出てますけども、記載漏れです。市道向原別府線の長期借入金1,800万円の年利1%にうるう年の場合はどうして、その1%が1%じゃなくて、一日分利子がつけ加えられるのか。何か金融機関はそれが常識みたいなんですが、私たち年利1%で聞いたら、1,800万円の場合一8万円しか考えられんのですよ。ところが金融機関では、そのうるう年の場合は余計に取るのが常識だなんちゆことを平気で言ってるんですけどね、それが事実かどうかお確かめいただきたいというふうに思います。

12番目に、南由布の土地をJR九州大分支社に貸しているけれども、面積が0.22平方メートル違ってらるんです。これはさきの開発公社の面積違いで修正されたはずなんですけども、契約面積と台帳面積と実際の登記簿は一体どうなのかということを再度御確認いただきたいというふうに思います。

終わりに、南由布と下湯平の土地は1998年から短期借入金の借りかえで今日まで土地開発公社所有にしている状況です。短期でこの10年以上所有してるなんちゃあっちゃあられん話なんです。このまま放置するちゆのは断じて認められないんでね、私はこの報告書は反対いたしますけれども、総務委員会の中でもこういう土地の塩漬けになってる土地について早急に何とかどういうふうにするか、何とかすべきだという結論を出して、それを当局に迫ってほしいという

ふうに思います。

以上です。

日程第3報告第3号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第3、報告第3号平成20年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 同様に、これも私が理事者ですから答弁は要りませんが、総務常任委員会の方できちっと検討してほしいというふうに思います。

2008年度の由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の方が2007年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類よりも先に理事会に諮られてるわけです。ところが、議会に提出する順番は逆になってるんです。私これどうもおかしいと思うんです。やっぱり受理する年月日が若ければ若いほど、議会に提出するのも若くするというのが当然だというふうに思うんですけども、その点を御検討ください。

2つ目は、先ほど言った内容と同じです。中身そのものが1998年から短期借入金の借りかえで今日まで土地開発公社所有にしているのはまことに非常識としか言いようがないんです。そのことについて結論を先延ばしにするのではなくて、総務委員会として示唆をしてほしいというふうに思います。

3番目に、先ほど言いました市道向原別府線の道路用地の長期借入金1,800万円に対して、年利がこれまで1%だったものが急激に1.8%に値上がりしたものをそのままやってんです。

1.8%のやつはほかにはないんです、借入金で。だからそういう点で言えばちょっと乱暴過ぎるんじゃないかというように思うんですけども、その点について、これは不適切だと私は思いますけども御検討をお願いします。

4番目にも、先ほど言いました販売費及び一般管理費の中で報酬、あるいは研修費の占める割合が多過ぎるという点。

最後に、決議書の印鑑について御検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第4報告第4号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第4、報告第4号平成19年度由布市一般会計継続費繰越計算書についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 継続費繰越計算書は、5月31日までに調整するというふうになってます。調整した期日についていつかというのは、出された議案ではわかりません。決裁書類があると思いますので、その日にちを教えてくださいというふうに思います。

2つ目は、日出生台塚原線の件について、2007年度分831万3,000円を本年度に繰り越す理由について明らかにしてほしいというふうに思います。

実は、継続費にかかわる調書を3月議会にいただきました。そのときには満額使ってしまうというふうな内容になっております。それでどういうことか教えてくださいというふうに思います。

3番目に、給食センター建設事業は昨年度末時点で、やはりその調書によれば671万6,000円を繰り越す予定だったのを234万円繰り越すようにしてますね、今回。その理由について明らかにしてください。

4番目に、その財源なんですけども、給食センター建設事業には210万円の起債があります。もちろん当然塚原線の繰り越しも起債を含む内容なんですけども、どうして同じ繰り越しにそういう起債を既に受け入れているのと、起債を受け入れず延ばすのがあるのか、その辺についてわかりやすいように説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） それでは、西郡議員の質疑に対しまして答弁させていただきます。

まず、第1点目の継続費の計算書、これの調整した期日でございますが、5月の16日でございます。

それから、2点目の831万8,000円、これを20年度に繰り越す理由についてと、明らかにせよということでございますが、この分につきましては、19年度の年割額が2,669万3,000円となっております。これにかかわる支出済み額と、それから残額の状況を報告したものでございますが、確かに先ほど言われましたように当初予算の継続費の調書では2,669万3,000円すべてを支出するという見込みになっておりますが、実際問題すべてが支出できなかったということで、消耗品と工事請負費において支出に残が生じたということからこのようなことになっております。

それから、3点目の給食センター、これの中で昨年度末の時点では671万6,000円繰り越し予定ということですが、234万9,560円を20年度に繰り越すと、これの理由についてでございますが、この事業につきましても、調書には1,465万1,000円の年割額に対しまして、793万5,000円を支出するという見込みになっておりましたが、工事、造成工事

において20年度の支出予定を19年度に支出といいますか、実施したことによりまして、この繰越額に差が生じたということでございます。

それから、4点目の財源のこの問い合わせでございますが、まず、日出生台塚原線につきましては起債ということではなくて、財源は防衛の障害防止の補助金、これを充てております。この金額が1,785万2,000円、これはもう既に既収入ということで受け入れをしております。19年度の年割額に充当ということで、この計算書は結局その残り、残がどうかというような形の計算書になっておりますので、その部分で言えば既収入の部分が無かったということで、日出生台塚原線については、これの起債がないということです。

それから、給食センターの充当の記載です。これが1,360万円ですが、このうち1,150万円につきましては、19年度の年割額に充てまして、残りの2,100万円が逡次繰り越しの財源となっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） わかりました。2点目の日出生台塚原線について、工事請負費が残になったという部分について、担当課がわかればその内容について教えていただきたいんですが。

○議長（三重野精二君） 建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 産業建設部長です。お答えをいたします。

舗装工事を行うについて、若干の路床の入れかえ等が発生したということでおいております。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 理由づけを教えてくださいんですけどね、3月末でそれをやるという予定だったのに、その同じ工事の予定内なんです。だからそれできなかった理由を述べないと、なぜそういうようになったのかちゆのがわからんのでね。

○議長（三重野精二君） 産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 失礼しました。

天候不良といいますか、3月の初めの方に天候不順によりまして土質が軟弱化したというようなことから、思うように土壌、路盤の整備ができなかったということでございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 次に、20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 20番、吉村です。

教育費の学校給食費についてですが、今この金額についての動きの部分については8番議員の質問で大体わかったんですが、この給食センターそのものに対する事業内容、これがもう全く見

えてないというので、さきの新聞の読者の声にも、父兄にも全く説明がないというような声が載っておりました。

また、1億5,000万円を超える、11億円以上かかるこの事業に対して、既にその設計業者がもう決まっておると、何か今の話ではもう造成にもかかっていると、こういう手順を踏んでる中で一連の12億円約かかるそういう事業に関しての大工事に議決事項ではないのかなと思うんですが、その辺を含めてちょっと説明をお願いします。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 給食センターの建設につきましては、その都度議員さん方にはお知らせしているわけですが、市民の方に周知がないという形でございますので、私どもとしましては、近々の広報等で現在の状況等をお知らせするようにいたしたいと思っております。（「議決はせんでもいいの」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） いや、その議会に折々知らせておると言いますが、その12億円もかかるその内容について全くわからないんです。さきの一般質問の中に同僚議員がアレルギーのことについて質問がありました。そしたら、何かアレルギーの児童に対応するようなその設備もつくるんだというようなお話しがございました。そういうのも見えてないんですよ。一般の人が由布市の中でこれだけの事業をやるのに、どういうものが建つんですか。11億円、12億円もかかるのどんなんですかと言われてたときに、議員自身も説明ができない。その辺の説明をしておるといようなことですが、それ全く理解できなんですよ。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 総建設事業費については11億円という形になっておりますが、その工事費については当初の造成工事から設計の設計入札とかいう形で議決事項であれば議案に上がってくるようになると思っております。例えば、建設工事の設備費でございますと、大体3億円から4億円、今の予算ではございますが、で、建設費につきましては、今の中でまだ建設策定委員会の方で審議中ではございますが、その内容についてははっきりしましたときに、議決事項であれば議会上げて議決事項となると考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） これは所管の常任委員会の中でもただしてもらいたいと思うんですが、この11億円もかけるその建設自体のそのものがどういうものであるのかということ、この委員長報告の中でも我々に報告してもらいたいなと思っております。

それから、この1億5,000万円を超えたら議決せにゃいけないのですよね。旧町時代は

5,000万円ではよかった。けども11億円の予算をつけていただいたら、後はもうどんどんやっていたらというような印象しかとれないんですよ。ですから一連の事業ですから、こういう業者に設計を頼みました、こういう業者が造成行事にかかっています。また、いいでしょうかということをやはり問うべきではないかと思しますので、その点についても常任委員会の中でただしてほしいと思います。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第5報告第5号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第5、報告第5号平成19年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 継続費は5月16日に調整したということなんですけども、繰越明許費の繰越計算書を調整した日はいつでしょうか。

2つ目は、この中で用排水路整備事業及び都市計画道路整備検討事業、さらに農業施設災害復旧事業、そして土木施設災害復旧事業については、2月26日に提出した繰越明許費と今回の繰越額が異なっております。その理由についてきちんと答えてほしいと思います。私は多分、内容によっては繰越明許費の変更をすべき事案があったんじゃないかというふうに考えるんですけども、その点も含めてきちんとお答えをいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。

それでは、先ほどの質問について、まず1点目からでございますが、繰越明許費の調整期日につきましては、先ほどの継続費と同日でございます。

それから、2月26日に提出したということですから、3月の議会に提出した繰越明許費と今回の繰越額が異なるということでその理由は、さらには変更をすべきでなかったのかということでございますが、3月の議会に提出しました繰越明許費の金額につきましては、あくまでも翌年度において使用することができる額の最高額を示しているものであります。したがって、金額が変更が生じたということでございますが、これにつきましては年度末の3月までに年度内執行された部分、あるいは先ほどの調整日までに本来繰り越すべきものはというのが、本当にこれでいいのかということの中身を精査いたしました。これによりまして金額に差が生じております。このようなことで最高限度額、最高額です。それ以内ということですので、繰越明許の変更はする必要がないというふうに考えております。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 次に、5番、佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤です。

今の前議員の質問で少しわかりましたが、さきの詳細説明のときに少し説明をしていただきましたけれども、繰越明許費の災害復旧部分を除いた部分の詳しい事業の経過と理由を教えてくださいと思います。

○議長（三重野精二君） 健康増進課長。

○健康増進課長（秋吉 敏雄君） では、5番議員さんの御質問にお答えいたします。健康増進課長でございます。

まず、繰越計算書がありますけれども、民生費でございます。地域介護福祉空間整備事業の1,500万円を繰り越ししてございます。この事業の説明につきましては、姉歯耐震偽装の疑惑がございました。それに基づきまして建築基準法が大幅に改正をされまして、厳格な審査が行われるようになりました。その許認可申請が大幅におくれた部分が直接な原因でございます。

以上であります。

○議長（三重野精二君） 佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） ほかもすべてなんですが。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。

農林水産費の農業費でございますけれども、通常——濟いません。地域は挾間町の用途地域内の用排水路でございます。通常ですと8月に測量ということになっておりますけれども、昨年の災害と重なったために発注がくれまして繰り越しをしたこととなります。現状、参考までに現状ですけれども、地元の要望のあった区域を除きまして、現時点ですべて工事は完了しております。地元の要望でくれている部分につきましては、農業に支障があるということで取り入れが終わってから工事に着工するように要望がありましたので、その工事につきましては12月に工事に入る予定になっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 産業建設部長です。

土木費について御説明申し上げます。七蔵司工区については及び小野屋櫟木線等について用地費、それから補償の交渉が難航しているということで——したことがおくれた原因ということになってございます。

それから、道路橋梁費の中の長湯庄内線湯平の湯平線の改良工事については5月末で完了をいたしました。

それから、その下の市道湯の坪線の改良事業については地元の要望によりまして工事施工場所

が変わったということから、今設計変更を行って取り扱ってるところでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 続きまして、都市計画道路整備検討事業と景観条例制定調査事業の繰り越し理由ですが、発注当初は市全体の景観マスタープランを策定するというようなことを考えておりませんで、景観マスタープランを策定することといたしましたので、それに関連して都市計画道路の検討と景観条例制定の検討が繰り越されたものです。

○議長（三重野精二君） 佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） よくわかりました。ただ、工事というのは、そりゃ繰り越し明許費というのは制度上認められておるわけで、翌年に繰り越すべき額というのは当然あるわけでありましてけれども、この中ですべて小野屋線やら長湯線やらは、湯の坪線を含め、湯の坪線まあ設計変更ですからわかるんですが、たしか工事につきましては前渡金とか前渡金とかあって、額がすべて繰り越していくというのは何か原因があったのかなと、そういうところをちょっとお聞かせを願います。

○議長（三重野精二君） 産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 七蔵司工区の分については非常に1名の方ですかね、遺産相続といいますが、相続が先方の方でもめておりまして、その切りがつくまでは工事に入れなかったという理由——ことが1点。

それから、櫟木線については、御存じのように、ちょうど入り口のところに墓地といいますが墓がございます。その墓の所有者と今管理してる方が違うというようなことから、そういう調整がなかなかできなくて、本体の工事におくれを来たしたということでございます。（「庄内湯平線は」と呼ぶ者あり）

これ橋梁の延命工事の分でございます、これことしの3月に非常に天候不順というようなことで繰り越しをお願いしたんですが、5月末に完了しております。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第6 諮問第2号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第6、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第7承認第1号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第7、承認第1号専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 1番目に、今度の改正条例34条の7第1項が寄附金控除に関する項目を幾つか出してるんですけども、2号、2つの事例を出してるんですけども、今回の法改正でかなりの部分がいろいろできるというふうになってたんですけども、どうしてこの2つだけに、2号だけに限定したのか、その部分についてお答えをいただきたいと思います。

2つ目は、今、朝から話題になってます附則第6条の3項の租税特別措置法の法令根拠を削除した理由がないということで、地方税法の改正条例案を出しましたけれども、私はこの6条の前に今回4条が新しく挿入されてる部分に、既に租税特別措置法という法律が引用されてるんですね、そこに、最初に。本来そこに根拠法令が書かなければならないにもかかわらず、てれっとした国の係官が準則にそれを書き忘れてこの6条の分だけを削除してしまったんです。だから別に税務課の職員は準則どおりにしたから、それでよしとするんかもしれませんけども、私はもともと国のやることはいい加減なことをやってるとしか思っていないので、準則が間違っていれば正しい法令根拠をきちっと明記すべきだというふうに考えます。そこ辺は削除した理由、あるいはまた新たにどういうふうにしようとしているかも含めて具体的にお答えをいただきたいと思います。

次に3番目は——3番目、4番目はもう単純なミスで、けさちゅんですか、指しかえられてるんで、これはいいです。

以上です。

○議長（三重野精二君） 税務課長。

○税務課長（飯倉 敏雄君） 税務課長でございます。8番議員の質問に答弁をしたいと思います。

まず、質問の1点目でございますけども、第1号、第2号までしかない。後の第3号から12号がないのはなぜかという質問だと思うんですけども、これにつきましても寄附金控除の見直し等がございまして、これにつきましても由布市といたしましては指定をするのは非常に不可能であろうということで、県との協議も行いました。県につきましても県条例制定は非常に難しいと、今後十分に協議、検討していきたいということでございました。市といたしましても、今後県内の情勢を十分に把握をいたしまして、市の中で県都市税務協議会という会がございまして、この中でも十分今後協議検討していきたいと思っております。

それと質問の2点目でございますけども、租税特別措置法の法令根拠を削除したのはなぜかということでございます。これにつきましても質問の1で説明したように、この中に租税特別措置法の根拠法令がございまして。というのは、第3号から12号の、12号の条文の中に租税特別措

置法の根拠法令が出てきます。これを今回見送ったということで削除をいたしました。その下に附則の部分がございまして、附則の中の今回6条を準則どおり削除したと。本来、条例の条文を削除しておりますので、この部分を生かさないといけないというのがございました。この6条以外にその附則の上に4条の2の中に租税特別措置法という条文がまた出てきます。この中に本来で今さっき議員の指摘どおりでございます。この中に法令根拠を差し込んでいけないというふうに思っております。今後この根拠法令につきまして差しかえをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 差しかえも含めてそれが妥当かどうかをもう少し常任委員会で議論して、常任委員会の方で結論を出していただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第8承認第2号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第8、承認第2号専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第9承認第3号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第9、承認第3号専決処分の承認を求めることについて「平成19年度由布市一般会計補正予算（第6号）を議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） この繰越明許費については、先ほど質疑の中で回答いただいたので取り下げます。

○議長（三重野精二君） 次に、5番、佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤。

明許繰り越しと事故繰り越しがございまして。3月31日まで、その繰り越しの理由をつけてしなければならないというところの中で、3月28日に聞くところによりますと降雪と、そういう形の中で事業ができなかったけども現在はできてる。予算の執行を含めてそういう繰越明許に上げる部分でいかなもんかと。事務処理の中では、やはり事故繰り越しとしてきちっと整理をした、適切な処理をした方がよかったんじゃないかなと、そういうことでありますので見解を

お聞きします。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。それでは、佐藤郁夫議員の質問に対しまして答弁をさせていただきます。

どの事業もそうですけど、3月末の完成を目指して事業を行ってるところでございますが、今回天候等によりまして工期を延ばさざるを得なかったということの、それが原因となっております。繰越明許にするのか、事故繰り越しにするのか、非常に難しいところですが、ただ私どもの見解としましては、事故繰り越しをした場合は、もう予算も定めず、議会の審議も要らないということで市長が執行できるというふうになっております。そのようなことから、予算の執行の上で適正化を期するというところから、議会の審議を経て繰越明許がそういうふうになっておりますので、繰越明許という形の扱いをするのが妥当ということとを判断して、このような専決処分にした次第でございます。御理解いただきたいと思っております。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時15分からとします。

午後1時58分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

日程第10議案第39号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第10、議案第39号由布市景観条例の制定についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。まず、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 線とか丸とかいうのしかわからんのですけども、6ページ、7ページ、最後を開いてください。（発言する者あり）——添付資料で言うたら、わし間違うたけね、だから本体の方開いてください。

別表1、一番最後です、6ページのね。それで、その湯の坪街道周辺地区景観計画区域ということで、建築物と工作物だけあります。次のページを開かんとわからんのですけどね。こういう図表の使われ方ちゅのはまずないんですけど、別表1の中でいろいろ記述がありますけども、記述の内容についてお尋ねいたします。努力基準という表現をしますけども、これが一体どこの条文に規定されてるのか。景観法の中にあるんかどうか、それも含めてどういう使い方しているのか教えていただきたいと思っております。

それと同じように景観形成基準というのもどこにあって、どういう使われ方をしてるのかというのも教えていただきたいと思います。

3番目に、それを組み合わせた努力基準以外の景観形成基準を満たしていないものというのはどういうことを指しているのか、そのことも教えていただきたいと思います。

表のつくり方の問題で最初にこういう最初の行だけ前のページにあって、後は次のページにあるなんてつくり方をしないんですけども、なおひどいのは、一番段の下の方です。2段に分けて都市計画法上の開発工事その他の政令で定める行為、そしてその下に届け出を不要とするという書き方は通常あり得ないんですね、こういう表のあらわし方というのは。だからそれが、また国に準則ちゆのがあって、そのとおりにしたんじゃないかと思って苦になるんですけどね。独自の創意工夫ならその辺も含めて教えていただきたいというふうに思います。

それと、最後の別表2です。別表2は特定届け出対象行為なしという記載は、どう見てもこれ理解できないので、12条との関係でこういうふうに理解するという説明をしてほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 御質問にお答えします。

条例の別表だけを見ると、なかなかどこに書いてあるかということの御説明が難しいんですが、参考資料としてつけております景観計画の方をごらんいただきたいんですけども、景観計画の3ページをお開きください。景観法では建物や工作物の形態意匠の制限、高さの制限、壁面の位置、良好な景観形成に関する事項について定めができるということになっておりまして、まず景観形成基準でございますが、3ページの3という良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、これを景観形成基準と呼んでおります。景観形成基準の中には、例えばアをごらんください。建築物の壁面後退というふうにあります。壁面後退につきましては、ずっと読み進めていただきますと、建築物は道路境界から1メートル以上壁面後退しなければならないというふうに定めておりまして、これは壁面後退をしなければなりませんという景観形成基準になっています。

その次も建築物及び工作物の高さの制限につきましては、ずっと最後の方、建築物及び工作物の高さは10メートル以下、それ以外の敷地では8メートル以下としなければならないという規定にございます。

一方、ウの建築物及び工作物の形態意匠でございますが、これは陸屋根を避けて勾配屋根を奨励する、推奨する。建築物及び工作物の素材は自然素材を使用するように努めるというふうな形で努力義務といたしておりまして、議員御質問の努力基準と申しますのは、この「ねばならない」ではなく、「努力しなさい」というものを指してございます。

2番目の景観形成基準ということにつきましては、先ほど御説明したように、景観法の中の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を総称して景観形成基準とさせているということでございます。

3つ目の御質問の努力基準以外の景観形成基準を満たしていないものといいますのは、努力基準につきましては、強制的にといいますが、守らせることをなかなかしづらい条項になっております。それは努力基準でございますので。

一方、高さとか壁面後退、色彩については守っていただかなければなりませんというふうに規定しておりますので、これを守れないものについてを指しております。あくまでもこれは景観計画区域ごとに定めるように計画しておりまして、条例の中で表という形をつくらせていただいたのは、表1が、これは現在は湯の坪街道周辺地区景観計画区域の届け出対象行為を示してありますが、今後ほかの区域を追加していくという考えを持っておりまして、区域を追加するに応じて、この表をふやすという形をとろうと思っています。そういう組み立ての条例にさせていただいております。ですから、例えば今湯の坪A地区としますと、A地区については、こういう行為については届け出てくださいという条例になっています。

次に、B地区が景観計画区域を定められると、定めてほしいと、あるいは市が定めたいということになれば、そのB区域における景観形成基準も新たに策定し、必要な届け出行為についても新たに策定をしていきますので、この条例の表がふえていくというイメージで考えております。イメージといいますか、そういうつくりの条例といたしておりまして、どんどん追加が可能な仕組みになってると御理解いただければありがたいと思います。

もう一つ、都市計画上の開発行為その他政令で定める行為を表にいたしましたのは、これも景観計画区域ごとに、例えばA区域であれば、これは届け出は要らないけれども、B区域になれば届け出をしてくださいというつくりになる可能性がありますので、今回届け出を不要とするということですが、あえて表として組み込んだということでございます。

これは国がこうつくれというわけではなく、私どもの方で区域ごとに手続の内容、景観形成の基準を変えるということを想定すれば、こういうつくりが一番わかりやすいということではございません。

同様に別表第2の湯の坪街道周辺地区景観計画区域特定届け出対象行為なしというふうにしてございますが、ないものを載せると、もうこれをなくしてもいいんじゃないかという考えもありましたが、今後区域がふえていって、区域によっては特定届け出対象行為を規定するという場合が想定されますので、表という形で、なおかつないということを条例に明記させていただいたものです。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） ほとんど私のやっぱり参考資料をきちっと読んでないせいでの理解の程度が浅かったというのがわかりました。

ただ、都市計画法上の開発行為その他政令に定める行為、届け出を不要とするのは、西郡私案といたしましては、上の表と同じようにやっぱり縦棒を引いて、その左に書いて、右側に届け出を不要とするというのが適正な書き方じゃないかというふうに思いますので、事後でも結構です、御検討いただきたいというふうに思います。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 質問の内容とはちょっと違いますが、参考資料、添付資料としておつけしてございます湯の坪街道周辺地区景観計画の案につきましては、条例が制定された暁には縦覧いたしまして、公衆に縦覧いたしまして、その後に景観計画として決定するという手続を別途とるべきものでございますので、参考までに御説明申し上げます。

○議長（三重野精二君） 次に、5番、佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤です。2点ほどお尋ねをいたします。

第5条、交流者の協力の中で交流者に理解と協力を求めることがある。これはどういう事柄なのか、具体的な事例を説明していただきたい。

それから、7条の近隣者の理解を求めることがある。これも事例を示して教えていただきたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） お答えいたします。由布市は特に交流人口の多い市でございまして、良好な景観は市民や事業者の努力だけで形成されるものではなく、交流者の協力を求める場合も想定されると思われまます。具体的には、路上での試飲の禁止や飲食の禁止、あるいはごみやたばこの投げ捨てをしないでほしい、あるいは枝を折らないでほしいとか、あるいはまた社会実験へ協力してほしいとか、いろんな場合が今後想定されるかと思ひましてこの条項を盛り込まさせていただいております。

続きまして、近隣関係者の理解ということですが、区域内で建築物の新築や工作物の新設を行う場合、自治委員や隣接敷地の土地所有者に事業内容を説明して理解を求めることを想定してございます。これにつきましても区域ごとにまた理解の求め方ということにつきましましては、あるべき姿も変わってまいることも想定されますので、規則の中で区域ごとにどういう方々の理解を求めることということは規定してまいろうと思っております。

○議長（三重野精二君） 佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 交流者につきましてはわかりました。ただ、7条につきましては、区域内に指定された方はそりゃもう届け出含めてやらなければならないとある程度の覚悟は決めていると思ひますけれども、近隣者にそこまで正等な理由がないときにはこの限りでないという

のは、少しいかがなものかなと。そういうところで無理やりうちの、例えばそういうその家の前が区割りになって何かしたいとか、いろんなその道路等の出入り口をよくしたい、そういうときに果たしてそういう近隣者がそこまで縛られてよいものかどうか。また、そういうことが理解が得られるのかなと、そこ辺が心配されますので、もう少し詳しく教えてください。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 近隣者の理解を求めることにつきましては、旧湯布院町の「潤いのある町づくり条例」を参考にいたしまして検討をいたしました。さまざま議論がございまして、例えば小さな増築についてもすべて理解を求めるべきかどうかという議論もございました。またあるいは、塗りかえについて隣に理解を求める必要があるのかどうかという議論もございました。さまざま検討委員会の中で議論を重ねた結果、新築、新設につきましては隣近所に説明をして理解を求めるということについては、今回の区域については妥当ではなかろうかという結論に達しましたので、市といたしましても今回の区域につきましては、新築、新設につきましては自治委員さんと周辺の土地の所有者の方に御理解を求めてくださいという形にする予定でございます。

○議長（三重野精二君） 佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 3回目ですから、そういうことで内規規定を含めてしていくと。今回にはそういう指定をした近隣者につきましてはそういう理解をいただいと、そういうことだろうと思えますけれども、例えばその近隣者の中で世代交代を含めて、そういうことも含めて、やっぱり考え、予想はできますから、そういうところの理解も限りでないという、ちょっと規定が私はきつ過ぎると、そこ辺もこれは心配でありますから、十分規則、そういう状況の中であらゆる検討をされて、スムーズにこの部分がいくようにしてほしいと、これは要望でありますから参考にしてほしいと思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 20番です。3点ほどお尋ねします。

この景観法に基づく条例ということで、非常にこの条例の自身には非常にいいことだとは思いますが、旧町から引き継いで、この由布市の中に都市計画法に基づく、由布市都市計画審議会条例というのがあるんです。その条例との違いがまず一つです。

それから、この景観法によるこの条例の中に景観審議会をつくるというふうにあるんです。それはいいんですけれども、そうすれば先ほどの都市計画法による条例の中でも都市計画審議会をつくとあるんですよ、これは既にあるんです。この2つの審議会がどう峻別されるのかということが2点目。

それから、今まで各町ごとにその町づくり審議会、それから、挾間町では環境保全審議会、そういう条例に基づく、まあ庄内町にもありますよね。だからそういうものの3つのその審議会、また条例との違い、そしてまた、どういうものをその審議会で審議をするのか、それを含めて3点ほど。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） お答えします。都市計画審議会でございますが、これにつきましては都市計画法上の用途の決定あるいは変更、都市計画道路や都市施設の決定や変更などについて審議していただく審議会となっております。

一方、今回設置いたします景観審議会につきましては、条例の中にもうたっておりますが、景観計画の策定、または変更に関する事項及び景観計画の特例に関する事項で、勧告を行う場合などについて審議していただくという形でございますので、重なる部分はございませんので御理解いただきたいと思います。

もう一つの御質問ですが、それぞれ旧3町の町づくり審議会、挾間町の環境保全審議会、庄内町の環境保全審議会と3つの審議会がございまして、非常に数がふえるという危惧もお抱きかとは察しますが、それぞれの旧3町の条例に基づいた審議会がございまして、湯布院町の「潤いのある町づくり条例」に基づく町づくり審議会と挾間町の環境保全条例に基づく審議会、この2つは開発行為の計画があるときに事前協議を出させまして、必要に応じて審議会に諮るということで、開発の内容がどうか。例えば排水とか、例えば擁壁のつくり方とか、そういうものを審議いただく審議会となっております。

あと1つの庄内町の環境保全条例に基づく審議会にありましては、町長の諮問に基づき開催するというご様子でございまして、めったに開催はされていないのが実情でございます。

現在におきまして、それぞれの審議会の役割は明確に区分はされておりますが、条例がたくさんできていくという印象は否めませんし、私もといたしましては必要な制限がきちんと整理された暁には、この条例をやはり由布市の総合的な町づくりの条例という形に統合していく必要はあるかと思っておりますので、御質問のとおり、一たんたくさんできるような形にはなりますが、将来は統合を目指したいと考えております。

○議長（三重野精二君） 吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 統合ということでの将来へのビジョンというのが大体わかったんですけども、当初このまちづくり審議会の中の審議事項が開発行為ということの審議をするんだということでしたけども、やはりその建物の高さ制限、あるいは空地制限、こういうものもこの審議の中で、審議会の中で審議されてきた事例があるので、この湯布院地域の中で、また湯の坪地域ということで、何かちょっとこう同じものが2つできるんじゃないかなというような思い

がします。

そこで、この審議会、まちづくり審議会条例を当初見直す中で、湯の坪地区のそういうものも包容していくという思いがしたんですけども、将来的に統合するということでございますから、その辺もひとつ要望として一応精査、整理をしていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 次に、9番、淵野けさ子君。

○議員（9番 淵野けさ子君） 私は細かい文言の質問ではありませんが、そこに住む住民や、また訪れる方々にとっては、本当に住みやすく、また行きやすく、そして訪れてみたいところになるような景観ですね、そういうものができるということは大変よいことだと思っております。

この条例は7月1日から施行なんですけど、これまでに当然調べておられると思うんですけども、この条例にそぐわないというか、私たち余りよくわからない者が行っても、あすこら辺はごたごたしてて、内外ともに、日曜日とか祭日は行けないよねみたいな感じで言われるもんですから、やっぱすっきりしていただきたいちゅ思もあるんですけども、この条例のそぐわない箇所が今どのくらいあるのかということと、あるとするならば、この条例ができた暁にはどのように指導して対処といたしますか、されていかれるのかお聞きしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 御質問にお答えします。地元の検討委員会が全数調査をしたいておりまして、調査結果では高さにつきましては9割強、壁面後退で7割、色につきましては1件ありましたが、調査後にもう既に塗りかえが行われておりまして、現在基準を外れるものはないということ把握しております。

基準を外れているものの取り扱いですが、条例ができて、その後に景観計画が定められたということになっても、今違反といたしますか、基準を満足していないものをすぐやっってくださいということには無理がございますので、新築とか建てかえとか、そこに例えば増築するとか、塗りかえするとか、要するにその基準に係る部分について新しく行為が行われるものについて対象として守っていただくということを考えております。

具体的には、景観計画区域内で届け出が必要な行為は市に届けていただいて、市が審査を行って基準を満足しておれば着工していただきという形をとりつつ指導してまいるということになります。

○議長（三重野精二君） 淵野けさ子君。

○議員（9番 淵野けさ子君） もちろん条例以前のものについてはそんなに強く言えないかと思いますが、新しいものについてはこの条例を守っていただくんですけども、何かすごく密接しているので、つくったからといって、そんなにどんどんすぐに何かきれいになるのかなというイメージが、いつごろそれは感じられるんでしょうかね、素人の考えなんですけども、できましたので、

極力御協力くださいというような、そういうその既存の違反というか、対象外の方にはやはり何らかの通知等でやっぱり行かれるんだと思いますけどどうでしょうか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 市も含めました検討委員会の活動の中で、あなたのところはこういう基準を満たしていませんという調査の結果の通知をいたしまして、それについての相談については個別に応じたいというふうに考えております。これは条例とは関係はございませんが、その後、地元での協定を結ぶという動きもございますので、そういう取り組みと一緒に地元の理解を深める活動はこれからしていきたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 渕野けさ子君。

○議員（9番 渕野けさ子君） そうなった場合、よその市とかは、例えば町並み景観条例とかで規定に達成するのに助成金とか出しますよね、出しているところも過去あったと思うんですけど、もし例えばこういう条例になって、そぐうようなものに変えたいんだけど、何らかのやっぱりその助成をしていただきたいというような、そういうその意見等が出たときにはどういうふうに対処をされるのでしょうか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 今後景観計画区域はふやしていく予定にしておりますし、その過程の中で何らかの助成をという話が出るかもしれません。ただ、由布市の財政非常に厳しい折でございますので、その効果等について慎重に検討いたして、また考えてまいりたいと思います。

○議長（三重野精二君） 次に、2番、高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） 2番、高橋です。

まず、基本的なことを2点ほど教えてください。景観計画区域の設定に係るプロセスについて、これまでどのような手順で行われたのかということをお教えてください。

次に、今後策定の手続はどのようなものであるのか。また、施策実施に当たっての国県の支援等がどのような状況であるのかについて、2点お伺いしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 御質問にお答えします。

最初の御質問につきましてですが、参考資料の6ページをごらんください。添付資料でございます。添付資料の6ページにこれまでの景観区域の取り組みの概要をおつけしております。取り組みはそもそも平成18年に自治委員、各組長、11団体の代表者等からなる湯の坪まちづくり協議会をスタートといたしてございまして、この協議会の中で景観のルールづくりが必要だという議論になりまして、平成18年の12月に景観のルールを定めるための委員会、湯の坪街道周辺

景観づくり検討委員会が発足いたしました。その後、委員会等を開催する中でエリアが定められたものでございまして、今回、市といたしましてはこの検討委員会の中で定められたエリアについて景観計画区域と定めるということを考えてございます。

2点目の今後の進め方ということでございますが、景観条例が制定された暁には、この湯の坪の景観計画区域における景観計画を縦覧をいたしまして、御意見をいただきながら最終的には市の景観計画として定める手続を行います。

その国、県からの支援につきましては、景観マスタープランに関連いたしまして発足する予定にしております地域ごとの協議会で、今回の区域以外の区域での景観計画の策定の可能性とか、どのような景観計画が望ましいのかというような協議をしてみたいと思います。その協議会に対しましては国からの補助金が出るか、いただけるように考えてございます。その他の区域につきましては、今後、景観マスタープランのもと設置される各地域の協議会の中で地域ごとのあるべきルールを探ってみたいというふうを考えております。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） ちょっと私の質問の仕方が悪くて要点がとらえられてないんですけど、そもそも景観法の第8条に景観行政団体は都市、農村、漁村、その他市街地または集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成して地域における次の各号のいずれかに該当する土地の区域について良好な景観の形成に関する計画を定めることができるというふうに規定されてるんです。その以下5項目あるのは課長御存じだと思いますので、この5項目のうちどのどれに湯の坪地域が当てはまって、ここの区域を設定したのか。この5つの中のどの項目に該当してるとしてここを景観計画の計画地域として定めてるのかというのが聞きたかったんです。

それと第9条に、策定の手続として、景観行政団体は景観計画を定めようとするとき、あらかじめ公聴会の開催と住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとするてあるんです。これとは別にこの9条の第6項にその縦覧のことが書いてるんです。だから私はこの9条の第1項の手続がどのようだったんですかということをお聞きしたかったんです。

それともう一つは、今回の策定が行政が主導した策定とお考えになってるのか。この法の中に第11条に住民等による提案というところがあるんです。こういうふうなこととして制定されたというふうにお考えになってるのか。そもそも市長がこの景観について取り組みを行うということを発表したのは、去年の3月の第1回の定例会でございました。そのときから多分行政も関与してやられてるので、その辺の関係も含めてそこはちょっとお聞きしたかったんです。

もしその住民等による提案とするならば、ここの第3項に土地所有者の3分の2以上の同意が必要であるというふうなことも景観法に規定されてるんです。この辺との関係が今までどうだったのかということ再度教えてください。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 景観法につきましては、お手元にはございませんのでわかりにくいかと思いますが、読み上げさせていただきたいと思います。

先ほど議員御指摘の5つのうちどれかということでございますが、その5つについて（「どれかだけでいいです、あと皆さん調べます」と呼ぶ者あり）私どもといたしましては、1、2、3、4、5のどれということではなく、1でもあり、2でもあり、3でもあり、5でもありというようなとらえ方をいたしております。湯の坪街道周辺の区域につきましては、やはり何らかの景観上の規制をかけなければ魅力がどんどん低下していく恐れがあるというふうに市はとらえておまして、3つ目の御質問と関連いたしますけれども、最初は住民の方々の発意でこのままでは湯の坪街道周辺の景観が損なわれると、ルールをつくらないといけないと。ルールにつきましては、必ずしも景観計画のルールをつくろうとしたわけではなくて、こういうルールが欲しいですね。そうすると、この部分は景観計画に欠けるじゃないの、欠けるルールじゃないですか。この部分、欠けない部分は地元の協定という形でもやっていきたいと。ですから、この部分、景観計画に欠ける部分については、市の取り組みとしてやっていただけませんかというふうに御要望があつて、市としても必要性を感じたがために、今回ここに至ったというふうに私は考えておまして、必ずしも住民発意で3分の2以上の土地所有者の承諾といいますか、同意というものを必要とする住民提案ということにはとらえてはいません。今までの取り組みの中で市としてやるべき景観への取り組みだというふうにとらえて現在取り組んでおるつもりでございます。

2番目の公聴会の規定でございますが、景観行政団体は景観計画を定めようとするときは、あらかじめ公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

他の市のことをここで出すのはどうかと思いますが、今までの景観計画といいますのは、市の方で策定をして、市の方でエリアを決めて、市でルールを決めて、例えば市全域にこういうルールをかけたい、いかがでしょうかということ公聴会を開催するというのが一般的なやり方です。そういうやり方ですと余りきついルールをかけるというのは難しいです。ですから、他の市におきましてはルール化されてはいますが、このように深くといいますか、濃くといいますか、きちんとルール化された景観計画というのは非常に珍しいと思われま。

といいますのは、これやはり地元発意で地元が昔から守ってきたルールをルール化したいという発意と経過を経て初めてここに至れるものというふうに感じておまして、公聴会という市の一方的に御意見をお伺いしたいということ以上に説明会とかそういうことを何度も繰り返しておりますので、そういう手続は改めてする必要はないという判断でこういう形で進めさせていただいているところでございます。

○議長（三重野精二君） 高橋義孝君。

○議員（2番 高橋 義孝君） ありがとうございます。何となくわかりましたけど、その一番主な5項目のやはりどれに該当するんだということを私はきちっとイメージされた方がよろしいんじゃないかなと思うんです。この中に、もう読みませんけども、やっぱりそういった特化として、ここを伸ばしていきたいからこの景観計画の地域はここにしたんだよということは、イメージとしてはきちっとしたものを持っていたかかないと実にならないと思います。

ちょっと今までの取り組みについて課長が御存じかどうかわからないんですけど、ここに書いてることと、ここでやってることがちょっと随分違うんですよ。これ平成15年に暮らしの道ゾーンという国交省の事業でやってるときに、大体その景観だというふうな話で湯の坪地区をゾーン分けしてるのがあるんです。このときに、このときは計画として行政がかかわってやられたんですけども、このときイメージしていたものと、今添付資料ですけども、資料の中の計画区域の設定が随分変わってらっしゃるんです。だからそういった意味で住民の方が以前ああいうふうな計画があったのに、今回添付されてる区域が違うんじゃないですかというふうな疑念を持たれてる方がおられるんです。だからそういった意味で私は住民の意見がちゃんと反映されたものとして、取り組みの中で住民から発意で来たからというふうなことを言われるんですけども、やはりそういったエリアに住んでる方にとってみては、いや以前うち計画区域に入っていたけど、何か全然話もなかったですよというふうな実態がありますので、その辺は十分精査をしていただいて、地域住民、近隣関係の方の御意見も伺って進められないと、またいい方向にいかないんじゃないかなというふうに危惧してますので、そこは御配慮いただきたいと思います。答弁結構です。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第11議案第40号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第11、議案第40号由布市独立行政法人緑資源機構負担金徴収条例の廃止についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。まず、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 緑資源機構に対しては、先般、農道ですか、開通式のときに初めて知ったような次第なんですけども、以前は農用地整備公団ということでよく知られてた団体と森林開発公団を一つにして独立行政法人ということで、旧庄内町時代も含めてかなり事業を行ったというふうに理解しております。総額幾らぐらいだったのか。また、そのうち市の負担金はどのくらいだったのか、もうこれで終わるわけですから報告をお願いしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。

事業につきましては、旧直入町から庄内町までの農道を整備したものでございまして、全長が

14.7キロのうちの由布市分が4.9キロということでございます。幅員7メートルの農道として、総事業費が215億円でございまして、そのうちの農業用道路、全体の事業費で189億円ということになってございまして、由布市分が68億円になっております。負担金につきましては、由布市の分が7億2,162万2,000円になっております。

以上でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） いいの。——これで質疑を終わります。

日程第12議案第41号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第12、議案第41号由布市監査委員条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 議案では附則がこの条例は交付の日から施行するというふうになっております。法律そのものは地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行日は2009年4月1日からということのようです。

今度の改正で含まれる第6条の中の当該22条については2008年4月1日から施行というふうになってんです。それを由布市の場合は4月1日からというのは多分前年度の決算の部分ですからどういうふうに交付、施行日を決めてもいいんだというふうに思うんですけども、どうしてこういう提案の仕方をしたのか教えていただきたいと思えます。

さらに、具体的には昨年度の決算について健全化判断比率の公表が施行されるわけです。その比率について2007年度の決算については、より詳しい解説が求められると思うんですけども、そこ辺については準備されてるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。

最初に、この条例の一部改正につきましては、監査委員の審査事項、これ健全化の比率、これの審査の事項が加わったということの改正でございます。この審査事項につきまして財政にかかわる内容ということですので、私の方から答弁をさせていただきます。

議員が御質問の部分でございしますが、まずこの地方公共団体の健全化に関する法律ということですが、これまで財政状況が悪化した場合、財政の再建促進、これについての基準がございましたが、早期の是正機能がなかったということで先ほどの法律が制定されております。その中で毎年度健全化判断比率、これを監査委員の審査に付した上で議会に報告し公表しなければならないとされております。この法律の2条、3条、それから20条につきましてはすべて地方公共団体の健全性に関する比率の公表に絡む部分でございまして、この公表が19年度の決算から公表と

されていることから、このような日付となっております。

それから、19年度の決算について解説が求められているが準備されているかという質問につきましては、現在健全化の判断比率、これが19年度の決算状況から算出するようになっておりますので、それに向けまして会計課の19年度の締めができ次第取りかかるよう準備を進めているところでございます。

以上でございます。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第13議案第42号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第13、議案第42号由布市使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第14議案第43号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第14、議案第43号由布市農政対策審議会条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 農政対策審議会、由布市の農政の根幹にかかわることを審議している審議会だろうというふうに思うんですけども、実態はそこまでないようですが、農協代表を何人入れるかという点について言えば、素人考えでは、その合併農協はともかく、かつては挾間、庄内、湯布院にそれぞれ農協があったわけですから、3名の代表がふさわしいんじゃないかというふうに思うんですけどね、今度4名のところを2名にするというふうにしてるわけですが、肝心のその審議会の中で、その農協代表委員の減員について話し合ったのかどうか、そこ辺を教えてくださいたいんですが。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。

審議会の中では人数について検討いたしておりません。

以上です。（「そういう審議会だからいいです」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第15議案第44号

日程第16議案第45号

日程第17議案第46号

日程第18議案第47号

日程第19議案第48号

日程第20議案第49号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第15、議案第44号由布市土地改良事業資金融資補償条例の一部改正についてから、日程第20、議案第49号由布市中小企業者店舗等整備改善融資金利子補給条例の一部改正についてまでの6件を議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

日程第21議案第50号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第21、議案第50号由布市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 議案そのものに不備はありません。しかし、添付されている新旧対照表と参考資料については、こういうのはだめだということは一般質問の中で述べました。具体的にどういうところが悪いかちょっと言って、参考資料だから差しかえんでいいじゃないかということ、何かちらっと聞きましたけれども、できれば会期中にきちっと差しかえてほしいとお願いをしておきたいと思います。

まず、新旧対照表現行変更後をごらんになってください。ここで以下略の使い方です。通常、以下略と書く場合は、以上のことで変更した事実がわかるというのがその記載のされ方なんです。このままで以下略とやりますと、善意に解釈すれば庄内駅中渕線道路改良L200、幅員5メートルがなくなったんだろうというふうにできますけども、本来、棒線を右側に棒線を引いてこれがなくなったんですよというのを明記するのが、そのなくなったのを示すあらわし方なんです。なくなる前のところだけ引いて、なくなった後引いてないというのを、これを片手落ちて言うんですね。

右側の変更後を見ていただくとわかりますように、以下略とかいて、下に書くちゅ方はないんです。途中略なんですね。途中略して下の方に書くとすれば、下の方にあるんだなとわかりますけども、以下略で書いて、とってひっつけて書くとね、ちょっと苦慮するんですね。そういう記載の仕方をちょっと工夫してほしいというふうに思います。

ちなみに以下略は括弧書きでお願いします。途中略もですね。

参考資料をごらんになってください。参考資料、最後、赤や青や緑やいろいろな色を使われてるんですが——緑はないか。赤のL0メーター、横棒ちゅのがあります。その下に緑でL200、

W5.0というのがあります。いわゆるL0メーター、あるいはアンダーラインちゅのは不要な
んですよ、これ。要するにこの青印が変わりますよちゅのをあらわしてるだけでね。強いて上げ
るとすれば、右側に先ほど言いました赤線ぐらいは引いてあげるといならわかりますけれど、
書き方としてちょっとこういう書き方はないんじゃないかというふうに思いました。

それと一番ひどいのが下の方の蛇口畑線道路改良、瀬口竹の中線道路改良、瀬口中尾宗寿寺道
路改良の欄の概算事業費が全く前回と同様、白紙のまま出してるんです。前々回に既に事業費を
決定してここに書いてなきゃならんやつを、前回あんなに注意したにもかかわらず、もう人の言
うこと聞かんどころか、また続けて同じことをやるちゅ課長は向こうの方にいますけど、引き継
ぎもしてないんですかな。

以上の点、だれでもわかるような、ちょっと気をつければわかるようなことをあつかましくも
何回もやるちゅのが、私は神経がちょっとさわってきてるんですけどね、最後の閉会の間際まで
にきちっとしたものを出すように、期待を込めて指摘だけしておきます。答弁は要りません。

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は3時15分とします。

午後3時07分休憩

.....

午後3時18分再開

○議長（三重野精二君） 再開します。

議員各位も知つてのとおり、きょう午前中、予定にない議案が審議をされました。ゆえに、あ
すから委員会も予定されておまして、行程的に非常に厳しい状況にあります。どうか質問者並
びに答弁者ももう少し余分なことを言わずに簡潔に、ひとつ時間を守っていただきたいと思いま
す。きょう何とかして、きょうの日に質疑は終わりたいと思いますので協力の方よろしくお願
いを申し上げます。

日程第22議案第51号

○議長（三重野精二君） それでは次に、日程第22、議案第51号平成20年度由布市一般会計
補正予算（第1号）についてを議題として質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許しますが、最初に歳入全般、次に歳出の款別に通告
順に行います。

それでは、最初に歳入全般について質疑を行います。まず、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 5ページを開いてください。債務負担行為補正が載っています。
変更の事項欄をごらんになってください。銀行等が由布市に土地開発公社に貸し付けた運営資金

の債務保証及び前記委任事項に要する費用、意味不明なのは、由布市にということと、前記委任委託事項という前記であります。

実はこれ短期貸付金なんです。——あ、短期借入金なんです。1年以内に限られた借入金にもかかわらず、なぜか平成17年度から事業年度までという期間が補正前も補正後も同じであります。短期借入金でこの長期保証するちゅ意味が私には全く理解できんですけども、どういうふうに理解したらいいのか、その事項欄と期間について教えていただきたいと思います。

2つ目は10ページを開いてください。なぜかこの予算書はテーブルちゅのがあって、テーブルの数字が動かなくて言い張りよったのが、ことしはきれいに1、2、3、4で並んでるんです。ところが急遽今回の補正、10ページの雑入、2雑入、4過年度収入のところ、2、4というふうに飛び数字になっております。あろうことか雑入の次は6災害、施設災害復旧費過年度収入ということで、節も飛び数、飛び飛び飛び飛び数字になってます。どうしてこういうことになるのか教えていただきたいと思います。

その過年度収入の説明欄、過年度収入と書いておるのは、目も節もそうですからわかるんです。わざわざその説明に過年度収入なんて書くのは何を考えてるのかと私は思うんですけども、きちんと2007年度災県補助金というふうに書ききらなかったんかね、書けないものなのか、そこ辺も含めてお教えいただきたいと思います。

以上、3点。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） それでは、3点についてお答えを申し上げます。

まず、債務負担行為の中の事項と金額が、期間等もそうですが、この辺につきましては、合併前からこういうような表現をされていたということで、引き続きそれを継承してるということでございます。この辺はちょっと私の方も中身はちょっと精査してまいりたいと思います。もしまたはっきりわかれば、また補正という形でお願いをしたいと思います。

それから、2つ目の諸収入の目とか節の順番のことでございますが、これは先ほど議員おっしゃられましたように、当初予算につきましては当然のことながらちゃんと順番どおりにしなきゃいかんということで、その修正を行ったところでございますが、補正につきましては、やっぱりデータが登録されているということで、歳出の節ではそれなりに例えば需用費の中でも1節は消耗品費とかということで飛んだりしてますので、それと同じようなことということで、同様の解釈で御理解を賜りたいと思っております。

それから、3番目の過年度収入、これの部分で説明欄に過年度収入じゃなくて19年度災ということでございますが、これも先ほどの2つの回答と答えが同じでございますが、データ化されてるということで、この辺もできるのかどうかちょっと検討させていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） この辺の検討はですね、2番目の指摘の事項も前回はできないで
きないと言い張ったのが、いとも簡単に——簡単じゃないというふうに言ってました。何か繰り返
かえるのに大変だったんだけどそれをやりましたということを言いつたから、今回も大変で
しょうけどもね、検討してやれるものならなってください。お願いします。答弁は要りません。

○議長（三重野精二君） 次に、5番、佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 5番、佐藤です。9ページ、国庫支出金の部分で節の総務委託金
で国民裁判員制度が来年の5月から始まる。そのシステム開発の予算というのはわかりませんが、
大変悪いんですが、国民裁判員制度わかってる範囲で教えてください。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） それでは、5番議員にお答えいたします。総務課長です。

裁判員制度の概要につきましては、平成21年の5月から、5月21日から実施をされます。
この制度は国民の皆さんに刑事手続の地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、被告人
が有罪かどうか、有罪の場合にはどのような刑にするのかを裁判官と一緒に見てもらう制度でご
ざいます。原則として裁判員6人と裁判官が3人で一緒に刑事裁判の審議に出席をして、証拠調
べ手続や、弁論手続に立ち会った上で協議を行い判決を宣告をするようになります。来年の実施
に向けまして、前年の秋ごろ、ですからことしの秋ごろですが、裁判員の候補者名簿をつくりま
す。現時点で最高裁が試算した由布市の裁判員の候補者の割り当て人数はおおむね94名という
ふうに推定値が出ております。

それで、今回その名簿作成をするためのシステム、本市では住基システムからデータを取り出
して最高裁判所から配付をされる名簿調整支援プログラムの機能を利用して、自動で名簿ファイ
ルを調整をする、名簿ファイルの調整について、これを最高裁判所から全額来まして、それを委
託料として本市が委託をして実施をするという状況になっております。

簡単ですが、以上でよろしいでしょうか。

○議長（三重野精二君） 佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） よく大体その選定で94名と、それで心配をしていますのが、そ
ういう候補者に上がった場合は断れない。正規の正当な理由がないときにはそういう形になった
場合に、大変悪いんですが、ほかの方は私言われました。断れないちゅのは余りにも一方的じゃ
ないかと、そういうことで、そういうできないという人が出たときにどうするんだろうかなと、
これはへやけどきちっとそれぞれの内容でまた出るでしょうと思っておりますが、今の段階でそうい
うことがわかってる範囲で少しわかれば教えてほしいと思います。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 裁判員の選ばれたですね、今議論されてるのがどういった事情があれば断れるとか、いろんなのが今議論をされてるように承知をしておりますが、詳しい事情につきましてはちょっと把握をしておりませんので、またわかり次第お知らせをしたいというふうに思います。

以上です。（「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 次に、20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 20番です。9ページの16款県支出金についてですが、その中の6目です。この中で1、2、3、4、5の事業が減額、あるいは新規というふうに計上されております。この事業内容をちょっと教えていただきたい。

それから、一番上の地域協育は、この協同の協で間違いなかなということもあわせて。

それから、問題を抱える子どもというのをどのように認識して、どういう子どもを指すのかということ。

それから3点目、下から1、2の事業を学校、どここの学校ということで決まっておるのかどうか、そういうことがわかれば事業内容を含めてお教えいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） お答えいたします。教育費の委託金につきましては、1、2、3、4、5、5項目とも県の100%委託事業でございまして、学校関係から申し上げますと、小学校の英語教育ステップアップ事業委託金につきましては22万円、これは挟間小学校が対象でございまして。率にしまして10%程度の減額になっておりますが、県の当初の委託金から減額の形で参っております。

それから、問題を抱える自立支援事業の委託金でございまして、45万円という形で22%の——15%の減額になってございまして、当初は300万円でございましたが、255万円という形でございまして。これにかわる新規事業としまして、一番下にありますスクールソーシャルワーカーの活用事業委託金、これが新規で85万円の委託金をいただいております。

それから、学力支援向上支援プロジェクト事業委託金につきましては新規でございまして、3カ年事業で、対象校としましては庄内中学、西庄内、東庄内が該当するものでございます。

それから、一番上の地域協育推進事業委託金につきましては、当初661万円の内示を受けておりましたが、約10%、64万5,000円の減額で596万5,000円の委託金となっております。協育の協は協同の協で間違いございません。

以上でございまして。（「問題を抱える子どもというのはどういう子どもを想定してるんですか」と呼ぶ者あり）

問題を抱える子どもというのは、前の議会でも生野議員さんからちょっと何か言葉に関してち

よっと厳しいんじゃないかという御指摘もございましたが、ちょっと子どもが1人で自立できないとか、手助けが必要な児童で、特別な手助けが必要という形で、うちの市内の特別支援教員を要する児童を指しております。よろしいでしょうか。（「先生はこれ、その雇用、事業内容はその先生を雇用するということですか」と呼ぶ者あり）

それに関しての総合的な市内全域の相談員でございます。（「相談員、はい」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 次に、25番、丹生文雄君。

○議員（25番 丹生 文雄君） 25番、丹生です。10ページをお開きください。21款5項の雑入のところですが、445万円の増額です。これは扶養家族の5年以内の分の返還分だと思うんですが、以前発表されたところによりますと818万8,000円の過払いがあったということで、これから445万円を引いた残りの約364万円等については時効分と聞いておるんですが、その後どうなったのか教えてください。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長でございます。お答えいたします。

扶養手当の過払いにつきましては、現在仰せられた額でございまして、時効に係らない分を返還請求をいたします。それで私らとしましては、時効分につきましても公金であるということに考えまして、法的には返還請求権を持ちませんが、自発的に返還をしていただくという形で自主返納を促していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三重野精二君） いいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

次に、7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 先ほど5番議員の質疑と同様のところでございますけれども、ちょっと加えてお聞きしたいと思います。裁判員制度、9ページの裁判員制度のことでございます。94名の方が抽出されて裁判員というふうな委託受けるんですけども、そのことを広報で早目に知らせる予定をしてるのか。そして、その広報をもしするとすれば、拘束されるのが期間で拘束されるのか、あるいは1件といいますか、事件が終了すればもうその裁判の終了とともに拘束から解き放たれるのかとかいうふうな具体的なことまで入れて広報を考えておられるのか教えてください。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） お答えいたします。現在、答弁資料として簡単な資料を持って来たんですが、詳しい資料が来次第、また市報等を通じて、あるいは説明資料を配付できる段階になりましたら、そこら辺を、期間とかいろんな具体的なことを含めまして早い時期に周知、お知らせしていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、9番、淵野けさ子君。

○議員（9番 淵野けさ子君） 私も今5番議員さんと7番議員さんと同じ内容の通告なんですけども、一つだけお聞き課長にしたいんですけど、94名は裁判員は犯罪の多いところに何か人数を多く配置するようなことを聞いてるんですけども、この94人の根拠なんですけども、人口割なのか、犯罪の数なのか、そこのところちょっと教えてください。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 今の資料でお答えを申し上げます。算出方法ですが、各町の裁判員対象事件数というのがあります。それに1件当たりの呼び出し裁判員候補者数100人といたしまして、市町村の有権者数を裁判員の裁判実施町管内の有権者数で割ります。そういった形の算定の中から90、由布市でしたら人口割等いたしまして、——ああ、人口割じゃない、有権者数からいたしまして94人という状況になるようでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） いいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

次に、17番、利光直人君。

○議員（17番 利光 直人君） 17番、利光です。

先ほど10ページですが、先ほど西郡議員が過年度分の雑入のところですけども、諸収入の中の5,900万4,000円の3町の分のそれぞれの件数かなりあると思うんですけど、金額と件数がわかればお願いをしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。

件数につきましては、農地でございますが合計で217件、これは工事箇所が数カ所がまとまったのも1件と、付近一帯ということで217件ということになってまして、旧町村ごとですが——旧地域ごとですが、挾間町が55件、庄内町が134件、湯布院町が28件でございます。それから、別に施設の該当部分がございます、トータルで57件でございます。挾間地域が10件、庄内地域で29件、湯布院地域で18件ということになっております。約5,900万円でございますが、この内訳につきましては、19年度の災害が、補助金が2カ年にわたって収入があることになってまして、2カ年目の金額がトータルで5,900万円ということになっております。

金額につきましては、農地の分につきましては合計で4,225万5,000円、地域ごとにつきましては、挾間町が1,264万3,000円、庄内地域で2,589万8,000円、湯布院地域で371万2,000円になっております。

施設につきましては、トータルで1,674万9,000円、地域ごとにつきましては、挾間町で242万4,000円、庄内地域で800万6,000円、湯布院地域で631万8,000円ということになっております。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○議員（17番 利光 直人君） はい、ありがとうございました。

○議長（三重野精二君） これで歳入についての質疑を終わります。

次に、歳出について、款別に質疑を行います。

まず、2款総務費について。最初に、8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 当初予算のときに給料に対しては職員の人数、数を皆表で出してもらいました。今回も表をいただけたら一番いいと思います。異動がなければそのままいいんですけども、できれば表にさせていただきたいというのがまず最初です。

それと、12ページの一般管理費の中で8節報償費の謝金が庁舎検討委員会の委員の報酬を謝金で払うというふうに言われました。脱法行為じゃないかと思うんですけどね、委員の報酬をやっぴきちっと規定して、そしてそれに基づいて払うというならいいけど、そのお手盛りでどのようにもできるような謝金扱いちゅのは、私はちょっとやるべきじゃないかというふうに思うんですけども、その点をどのように考えておられるのか。

これは全体の構成にかかわることなんですけども、13ページの同和対策の人件費なんです。同和対策が文教厚生だからおまえ言うなちゅんじゃなくて、その言わんとするところは、課長も仕事がないのにね、臨時職員まで入れて何で充てるかというのが言わんとするところですけども（発言する者あり） そうかな（「うん」と呼ぶ者あり） 言うなちゅんか（「うん」と呼ぶ者あり） 必要ないと。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） それでは、給料の異動があった人数につきましては、ちょっとこの予算書には記入ができない状況でありますから、資料を別途お配りをしたいというふうに思っております。

それからもう1点目、報酬の件でございますが、さきに説明しましたように庁舎の検討委員会の委員を予定しております報酬でございますが、当初報酬を検討いたしましたところ、庁舎検討委員会につきましては、附属機関としての位置づけであるかどうかを検討いたしました。正規な附属機関として位置づけをするなら、法令、あるいは条例等に位置づけをしなきゃならないという状況がありまして、一時的な委員会の設置ということもございまして、附属機関に準ずる委員会として設置をしようということにいたしまして、そうなりますと、この今あります特別職

の職員で非常勤の者、報酬及び費用弁償に関する条例に基づく報酬は支出できないという状況になってまいりまして、こういった附属機関に準ずる委員会、あるいは審議会等につきましては、そういった役務の提供に対する対価、謝金としての報償費として支払うのが適切であるという状況になりまして、報償金として今回予算計上させていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） いいですか。西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 私は不適切と思うんで、委員会で十分検討していただきたいと思っています。後はまた委員長にお尋ねいたします。

以上です。

○議長（三重野精二君） 次に、20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 12ページの財産管理費の委託料、13節なんですけど、不動産鑑定ということで増額の14万7,000円、海の家売却に伴うということなんですけど、私があした海の家なんですけど、その売却先というものがあある程度決まっておるのかということも1点です。

それから、その登記事務の新規です。これが計上されてるんですけど、旧湯布院町時代に塚原地区の非常に土地の問題で登記が非常に二重登記的ではないかというふうな指摘もいろいろあったんですけども、そういうものなのかどうか。また、それがどうなってるのかということも含めて、ちょっとこのところで説明をお願いします。

○議長（三重野精二君） 産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 産業建設部長です。お答えいたします。

不動産鑑定については、売却に伴いますところの予定価格といいますか、金額を把握するための鑑定でございます。そして、販売先はまだ決まっておりません。

それから、登記事務についてでございますが、海の家を旧湯布院町が買収したときに抵当権が設定されたままになっております。この抵当権を抹消する必要がありますので、この分の登記事務ということで予算計上をお願いしております。

以上です。（「塚原地区はここで聞いていいんか悪いんかわからないけども、その後どうなってるんか」と呼ぶ者あり）

今、吉村議員が言われてるのは、全共跡地のことだと思いますが、今公売の公募をしておりますが、現時点では申し込みがないというのが実情でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、9番、淵野けさ子君。

○議員（9番 淵野けさ子君） 13ページの2款1項1目15節278万9,000円、工事請負費です。これは説明のときに子育て支援課を庁舎内への説明をお聞きしました。私はもう本

当によかったなというふうに思っておりますが、どのような場所でどのような設計内容なのかわかる範囲で結構ですのでお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三重野精二君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（古長 雅典君） お答えいたします。

子育て支援課が今、庁舎の前のコミュニティーセンターの2階にあります。子育て支援課に来所する主な方が母子ということで、ベビーカー等押して参りますので、不便ということでございますので、庁舎1階にございます戸籍の窓口係と出納係を1つのコーナーにまとめて、あいたところに子育て支援課を配置したい。そのためにカウンターですとか、相談室の間仕切り、それから電気工事等の計画をしております。

○議長（三重野精二君） 瀧野けさ子君。

○議員（9番 瀧野けさ子君） はい、ありがとうございます。じゃ、あすこの入ったら左のそのフロア全体が子育て支援課になるということ、全体ちゅたら悪いんですけど、住民票とるところと、こっちと（「半分です」と呼ぶ者あり）あすこ半分ですか。あら、あれが全体やったらうれしいなと思ったんですけど、ああ、それでもやっぱりその1階にあるということは、私本当に幼子を抱えてね、乳飲み子を抱えて上まで上がるちゅのは大変だなというふうに思ったのでよかったですけど、住民票とるところに主に行くんですかね、子育て支援課は。

○議長（三重野精二君） 湯布院地域振興課長。

○湯布院地域振興課長（古長 雅典君） 通路という部分がないんですけども、今度は通路的なものをつくりまして、庁舎入りまして左手に戸籍と出納係が一行に並びます。右手奥の方に子育て支援課が一行に並ぶということになります。（「ああ、奥に入るということですか、通路」と呼ぶ者あり）左手に入って右側が子育て支援課、左手が窓口係と出納係ということになります。（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） 瀧野けさ子君。

○議員（9番 瀧野けさ子君） ありがとうございます。あした行きますので見学させていただきます。ありがとうございます。

○議長（三重野精二君） 次に、18番、久保博義君。

○議員（18番 久保 博義君） 18番、久保です。15ページをお願いしたいと思います。15ページの2款4項1目の13節の委託料ですけども、先ほどこの歳入の方で説明いただきましたので結構でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、3款民生費——次に、6款農林水産業費について（「総務部長にもお聞き——総務課長にもお聞きしたいんで許していただきたいんですけど」と呼ぶ者あり）3款ないんで（「私も財政課長に聞きたいんで」「いいですか、済いません」と呼ぶ者あり）ほ

んなら3款民生費について（「済いません」と呼ぶ者あり） 淵野けさ子君。

○議員（9番 淵野けさ子君） 19ページをお開きください。3款9節ですか、旅費で13万9,000円、これ特別生活保護の総務費の中ですが、特別旅費で、その社会福祉主事をその資格を取るということでこの旅費が組まれております。これ旅費だけと思うんですけども、その下の負補交の分が6万円で講習会負担金となってるんですが、これは関連性があるんでしょうかね。

○議長（三重野精二君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（加藤 康男君） 福祉対策課長です。9番、淵野議員にお答えします。

今年の4月の異動によりまして生活保護係の職員が異動いたしましたので、社会福祉主事の資格を得るために厚生労働大臣指定の養成機関へ参加する負担金でございます。旅費の方はその参加旅費、交通費の旅費でございます。

○議長（三重野精二君） 淵野けさ子君。

○議員（9番 淵野けさ子君） その下の講習会負担金6万円と新規であるんですが、これはその講習会、その資格を取るための費用ですかということを知りたいんですけど。

○議長（三重野精二君） 福祉対策課長。

○福祉対策課長（加藤 康男君） 養成講習会への参加負担金でございます。（「負担金ですね、はい、済いません」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 淵野けさ子君。

○議員（9番 淵野けさ子君） それで最後なんですけども、例えば社会福祉協議会なんかは、資格を取りに行く特別旅費は福祉協議会で持つんですけども、例えばこういう講習会とかは実費なんです。そこで私総務課長に、総務課長並びに総務部長にお願いしたいんですけども、これから行政は本当に高度な技術とか、そういう高度な知識が本当に多岐にわたって必要になると思うんですけども、順次計画的、専門的な資格ですかね、特に福祉とかいろんな分野があると思うんですけど、そういうのを積極的に何ていうんですか、講習費も含めてやはり進めていただきたいという要望がありますので、ちょっと私のその常任委員会以外のことがあったのでお願いしましたので、回答をお願いします。

○議長（三重野精二君） 総務部長。

○総務部長（大久保眞一君） 9番議員にお答えいたします。

各職場にはそれぞれ資格がなければ業務が遂行できないという部分、部署がございますので、そういう部署につきましては今後も参加負担金も公費で負担ということにしていきたいというふうに思っています。

○議長（三重野精二君） 次に（発言する者あり）西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） ありがとうございます。16ページを開いてください。16ペー

ジの3款1項6目老人保健事務費は、前回これ間違いじゃないかという指摘をしたら、あんたうちの委員会じゃないですかちゅて課長から開き直られたんですけどね、これうちの委員会であっても、財政課が款項目つけてるわけですから、財政課長がきちっと答えてください。老人保健というのは、既に前年度末でなくなったんですよ。後期高齢者医療にかわったのがことしの4月1日からです。だから当初予算のときにそういうこと言ったんですけどね、そっちの常任委員会ちゅことでけられたんですけども、常任委員会で言ってもうちじゃありませんちゅことになりますから、きちっと財政課長がどういうふうに対応するのかお答えいただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） それでは、西郡議員にお答えします。

5目が老人保健事務費となっております。今年度はこの老人保健事務費から医療費支弁の1カ月分を老人保健会計繰り出しというような予算も組まれております。

それから、あと老人保健、それから後期高齢者、この後期高齢者医療です。これが今年度に限りこの事務費の中で混在しているということから、今年度の名称につきましてはこのままでいくというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 次に、6款農林水産業費について、まず、5番、佐藤郁夫君。

○議員（5番 佐藤 郁夫君） 21ページで農業費、農林水産業費の13委託料でございます。

250万円の登記事務ということでございますが、内訳と内容を示していただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。

御質問の250万円につきましては、現在、湯布院地域の石武水路を改修をしております。現状と字図の違いが発見されましたので、この字図修正のための測量と登記事務になっております。

以上です。（「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 次に、7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 22ページ、6款2項1目19節の負補交でございますけれども、イノシシ被害防止対策ですが、最近とみにふえてるのがシカなんですけれども、このシカ対策というのはどのようなふうになってるか教えてください。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。

イノシシの被害防止については補助金がございますが、シカについては正確に言うところなんですけれども、通常のイノシシにかわるような補助金制度はございません。あるとすると、当初予算のときにも計上しておりますけれども、造林地、あるいは間伐地を守るための補助制度がございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 次に、18番、久保博義君。

○議員（18番 久保 博義君） 18番、久保です。

21ページの農地費、負補交の維持管理適正化事業補助金新規44万8,000円、市営調査設計費負担金53万円、新規、この事業内容について御説明いただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 農政課長。

○農政課長（河野 隆義君） 農政課長です。

44万8,000円につきましては、提子土地改良区が事業実施をしたものについての補助金でございまして、小鹿倉ため池、それからタメゴ水路（発言する者あり）タメゴ水路、久治谷取水口の以上の3事業でございまして（発言する者あり）事業費が1,350万円についての補助金でございまして。

以上です。（「下のは下の、市営調査設計」と呼ぶ者あり）失礼しました。市営調査の53万円につきましては、県の土地改良事業団体連合会から負担金でございまして、実際には塚原地区の用排水路が平成7年だったと思いますが、災害時に埋まりましたので、そのつけかえを臨時応急手当をやっております。それをもとの水路を復旧するというので設計費、設計を、工事もちろん予定をしてるんですが、20年度で設計を県の土地改良事業団体連合会がすることになっております。その負担金でございまして。

以上です。

○議長（三重野精二君） 久保博義君。

○議員（18番 久保 博義君） その塚原地区の場所どこですか、これ。

○議長（三重野精二君） 産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 御説明申し上げます。これ平成7年ですかね、由布岳が崩壊いたしまして、霧島神社まで土が埋まったことがございます。そのときにちょうど一番田んぼに水が要するという時期でございまして、個人の土地に仮設の水路を引きまして、それがそのまま本設の水路みたいな形で現在まで使われております。そういうことから、本来の水路の位置に戻してほしいという地権者からの申し出がありまして今回こういう形で調査、設計ということをお願いしております。場所は、霧島神社と鳥越湯布院線の間でございまして。

○議長（三重野精二君） 久保博義君。

○議員（18番 久保 博義君） 大体内容わかったんですが、平成7年ということで、今ごろその県の方がこの事業を認めてくれたちゅことですか。

○議長（三重野精二君） 産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 土地改良事業団体というのがございます。ここで適正化事業と

いう、それぞれの自治体が積立金みたいな形でやってる分がございませう。その補助金をもらってやってもらうということでございませう。

○議長（三重野精二君） 次に、7款商工費について、7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 22ページ、7款1項3目15節の工事請負費で城ヶ原キャンプ場の柵を設置するためにということなんです、あそこは指定管理に出しておりますので、その指定管理者の応分の負担がないのか、こん中にこれ以外に応分の負担があるのかどうか教えてください。

○議長（三重野精二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（服平 志朗君） 商工観光課長です。7番、溝口議員さんにお答えいたします。

設置場所は市道と河川の間のため、市の管理部分と考えておりますので、市の方で施工することとしております。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 次に、8款土木費について。まず、20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 24ページですね、公共下水道費の目です。ここで委託料で406万3,000円という金額が増額をされておるんですけども、当初110万円ですか、予算をつけたときもどういう内容かといったときに、進むか中止するかという判断材料をつくるための予算ですということの説明を受けたと思うんですが、もう市長の報告の中にあるようにもう中止だというふうなことを決定した後に、まだその事業の計画のお金が必要なのかということですね。なぜ計上したのかということを含めて説明をお願いします。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 御質問にお答えします。現計画につきましては、財政状況等から困難であるという方針をいただきましたが、現計画、つまり認可区域を進めた場合につきましては検討済みでございませうが、全体計画を進めた場合どの程度の財政負担が生ずるか、規模を縮小した場合にどの程度の財政負担が生ずるか。規模を縮小するとなれば、他の代替案としての合併処理浄化槽への補助等も検討してまいらねばならないということもありまして、現計画、縮小する場合、代替案としての合併処理浄化槽への補助の方策等々、メリット、デメリットを明らかにして、またそのときの財政負担のシミュレーション等も行いながら適切に評価するためにデータが必要ですので、費用を計上させていただいて委託を行い、その点を明らかにしてまいりたいと考えております。

○議長（三重野精二君） 吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 今内容わかったんですけども、この項で上げるべきかなというふうな思いが今します。地元、全体を中止するか、部分的なものを中止するか。今度は全体的なものを中止したときにはどうなるかということの策定だというふうに聞こえたんですけども、小

さいものをやめるのであるから、大きいのは当然やめろということになるのではないですか。そういうことで、また地元との折衝のためのお金なんかも入っとんじやないかと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 地元との折衝のためといいますよりも、全体計画を進めるときにどういうメリットがあって、どういう財政負担が生ずるかということをもっと明らかにしないことには、以前、5年ほど前に再評価を受けたときに、今の計画については休止することはやむを得ないけれども、再開してくださいという前提の中止をいただいておりますので、その流れからいきますと再開をしなければならないんですけれども、その5年間の間に財政の状況とか合併処理浄化槽の普及率とかさまざま条件が変化してきておまして、この計画を進めることが妥当かどうかということについて、もう一度きちんと評価をいただかなければいけないということがございます。それで全体計画で進めた場合の財政、あるいはメリット、デメリットを明らかにして、規模を縮小、代替案としての合併処理浄化槽への補助、この補助のやり方についてもさまざまあるかと思っておりますので、例えば既存の団地につきましては合併、公共下水が来るのを待ってるという状況もあります。しかし、やめるていうか迎いに行けないということになれば、何らかの支援措置も検討してまいらねばならないということもございます。このあたりをすべて検討して、きちっとすべてセットで示さないで評価をいただけないという状況がございまして、すべての場合において検討を行い、一番市の污水対策としてふさわしい方向を決めた後に評価をいただいて、住民の方々にも納得していただくという方向で進むように考えております。

○議長（三重野精二君） 吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） いや、もうこの中止ということがね、市長も答弁されて、その理由がお金がないからということをおっしゃいました。しかしそれだけでは説得が弱いんじゃないかということも言われましたけれども、もう中止ということをお打ち出したからにね、まだそういうお金が要るのかなということをお疑問に思うわけです。委員会の中でこれは十分に精査していただきまして、妥当な金額であるかちょっと（「静かに、静かに」と呼ぶ者あり）検討願いたいと思っております。市長、何かその、何かちょっとこのお金について。（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） 今、課長が申し上げたとおりであります。（「地元とはほんならまだ理解いただいてないちゅこと」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 最終的には理解をいただかなければならないと思っておりますが、現段階でやる、あるいはやらないということをお示しして選択を迫るとい

うことは難しいと思っておりますので（発言する者あり）いいですか。（「これは委員会で真剣にやってください、これね」と呼ぶ者あり）はい。（「お願いします」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） 次に、7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） ただいまの質疑と重なるところがあるのでそこは割愛して、公共下水道計画対象地域の市民に対しての今言った説明がまだ十分じゃないので、これからこのための費用でもあるという御説明でしたけれども、じゃ今度、今後はその説明して理解していただいて中止だという線まで持つて行くタイムスケジュール、スケジュール的なもので余裕があるのかどうか、時間的なもの。そして、具体的にスケジュールは組まれているのかどうか、その2点ちょっと教えてください。

○議長（三重野精二君） 都市・景観推進課長。

○都市・景観推進課長（若林 純一君） 中止を前提に検討を進めたいというお話しを現在、県と国と協議をしております。県、国にお示ししているスケジュールといたしましては、現在補正予算に計上いたしております委託費を認めていただいた後に全体計画といいますか、基本構想といいますか、要するにどういうふうやっていくか、市としてやっていく方針かということをおおむね年内に策定を終えて議会にも報告し、その後また評価も、これはもしかするとていうか、評価も何か委員会にかけて評価をいただいて、これならば財政的にも効果的にも妥当ではないかというような形で評価をいただいて、住民の方々にも理解を求めたいと思っています。

その過程において、やめるということになれば、団地の合併処理槽が非常に古くて、これをどうするんだというようなお話しがあらうかと思っておりますので、必要に応じてその進捗状況とか方向とかということについて、必要に応じて住民の方々には御説明をしてみたいと考えております。ですから、ことしいっぱいで検討を終え、来年評価をいただいて、できれば今年度中に国、県ともに承認いただけるような決着を見たいというふうに考えております。

○議長（三重野精二君） 溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） ということは、今市長の姿勢等もかかわると思いますけれども、中止を前提としたというスタンスでせんだっての公表がありましたけれども、その中身としての具体的な部分では、まだこの事業計画策定のための調査を委託するという事は、本当にとっかかりに入ったばかりだというふうな段階になると今理解したんですけれども、それで間違いないのかということ。

そして、来年の4月、年度いっぱい住民の方々理解までいただくというふうになると、かなりアップアップになるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどう理解していらっしゃるんですか。

○議長（三重野精二君） 産業建設部長。

○産業建設部長（荻 孝良君） 産業建設部長です。ただいまの件について御説明申し上げます。補足説明ということでお聞きいただければというふうに思っております。

これ5年間の中断ということについて、県の評価委員会といたしましては中止ということを明確に文書でうたっております。その下に注意書きとして、早期に再開をされることを望むというような項目がついてございます。それについていろんな形で、先ほど、ただ財政難だからというわけにはいきませんので、それに伴いますところのシミュレーションをいろんな形でつくってお示ししなければならないということが1点。

それから、これのこの事業の計画をしたときが平成の年度初めの方でございます。御存じのように、浄化槽法が改正されたのが平成12年でございます。それで平成12年以降にはほとんど新しくされたところは合併浄化槽が入ってきております。そういうもろもろを精査しながら、あるいはそういう実際に合併浄化槽がどの程度入ってるのかとかいうものもこの調査の中に上がってきます。そういうものをすべて明らかにした上で市長が申されておりますような形といいますか、ものになっていくんではないか。しかしながら今の現段階では、先般の議会の中でも認可区域だけのシミュレーションではおかしいということをかかなりの議員さんからも指摘されておりますので、それを補完をするという意味合いからも今回こういう形をお願いしております。御理解をお願いいたしたいと思えます。

○議長（三重野精二君） 次に、9款消防費について。7番、溝口泰章君。

○議員（7番 溝口 泰章君） 25ページ、9款の1項1目4節共済費ですけれども、共済組合費の納付が負担増となっております。——の理由を教えてください。

○議長（三重野精二君） 消防長。

○消防長職務代理者（浦田 政秀君） 消防長職務代理者です。7番、溝口議員の質問にお答えいたします。

短期給付に係る掛金率の改定によるものでございます。（「改定、ああ、そうですか」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 次に、10款教育費について。まず、20番、吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 26ページですね。負補交の250万円、由布高等学校の補助金ということですが、この算出基準です。算出したその基準をひとつ示してほしいと思います。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） お答えいたします。御承知のように、県教委の方が由布高校につきまして1月に廃止の方向という形で、その後、市の方が具体的な提案をしまして、4月30日の

日に連携型中高一貫で継続できるかどうかを動向を見るという形の今時期にあります。それを支えます由布高校振興協議会の方へ補助金として250万円計上しておるのがこの予算でございます。

内容につきましては、由布高校のパンフレットの印刷、委員等の視察、先進地の視察研修、それから今安心院高校が先進地でございますが、そのPTAなり同窓会の先生方のこちらに来ていただいて様子を講演していただくというような形の委員謝費等が主な経費でございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 吉村幸治君。

○議員（20番 吉村 幸治君） 250万円のその算出根拠が非常にあいまいであるということです。パンフレット、高校のパンフレットなんか、これ県が準備すべきじゃないですか、県立高校ですからね。それをお願いすべきじゃないですか、県に。

それから、今の取り組みはひとつ秋まで答えを出してくれという県からのそれがあるということですけど、秋まで答えを出すといっても答えの出しようがないと思うんです。その答えを向こう10年間待つてほしいというふうな、やはり結論先送りのやっぱ取り組みも並行してやっておかないと、10月で結論が出てしまったらそれで終わりなんですというようなことでの250万円であれば、ちょっと何かこう心もとないというか、そういう思いがしますので、これはある程度要望になってきましたけども、今度は取り組む方法が結論を先送りしてくださいというような方向性で見て、この四、五年の由布高校の結果を見てくださいというぐらいな方向転換をしていかないと厳しいんじゃないかなと思いますよ。それ検討してみてください。（「要望ですか」と呼ぶ者あり）どうぞ、まあ、言ってください。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） そういう方向で県教委の方が受け入れてくれれば、私どもの方も十分そういう形でしたいと思いますが、今まで県教委が示した姿勢の中で翻った形がございませんので、今が一番大事な時かと思っておりますので、この運動に取り組んでおりますので御協力よろしくお願ひしたいと思います。（笑声）（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） 次に、18番、久保博義君。

○議員（18番 久保 博義君） 18番、久保です。29ページの負補交、自治公民館整備等補助金86万3,000円なんですけど、これどこの自治公民館なのかということと、それと補助の内容、どういうことを補助するのか教えていただきたいと思います。

○議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（二宮 正男君） 生涯学習課長です。

まず、場所につきましては、挾間地域の北方公民館です。補助の内容なんですけど、自治公民館

等整備補助金交付要綱というのがあります。そしてまた規則、そういうものに応じて補助金を交付しておりますが、補助基準につきましては、新築、改築の場合が工事費の2分の1、最高上限が600万円、それから増築の場合が工事費の2分の1で上限が60万円、それから修理の場合が工事費の2分の1、上限が40万円というふうな要綱になっております。それに基づいて算出をした分でございますが、今回の補助金については、改築ということで公民館の屋根を改築するということの補助でございます。

以上です。（「はい、わかりました。いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 次に、17番、利光直人君。

○議員（17番 利光 直人君） 17番、利光でございます。今の同じページの29ページの久保議員の19の下、23節の377万4,000円、この返納金の内訳についてお願いをしたいと思っております。

○議長（三重野精二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（二宮 正男君） 生涯学習課長です。

これの分につきましては、19年度から始まりました家庭や地域が学校を支援するという事業でございます。この事業が19年度から新規で始まった事業で、補助率が10分の10というような事業でございます。事業内容は学校から地域や家庭にどのような事業をしてもらいたいというようなことについて事業をやるということで、その事業の内容は学校の図書館の修理とか、学校周辺の草刈りとか、それから砂場の修理とか、そういうものを学校の方から要請があったときに地域や家庭がする。それに伴う経費の分でございます。

19年度から始まった事業でございます。当初の予算よりも、そういう学校からの支援の要請が少なかったということについての、国に対する返納金でございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 利光直人君。

○議員（17番 利光 直人君） こういうのはせつかく国からお金がおちるんですけえね、やっぱり生涯学習課とやっぱ学校教育課の方よう話をして、これ戻さんでいいように、私は初めてそういう話聞いたんですけどね、これは学校側とか地域側にこういうあれがあるんじゃないかと、何かせんかということで、草刈りでなん、幾らでもあると思いますよ、地域に行けば。そういうのは行事が全うする、民間とか学校側とかにちゃんと返納せんていいようにね、せつかくおきてきた金をうまいこと使うようにあんたたちが努力してほしいと思うんですが、それを市長はどう思いますかね。（笑声）

○議長（三重野精二君） 市長。

○市長（首藤 奉文君） そのとおりと思います。

○議長（三重野精二君） 次に、利光直人君。

○議員（17番 利光 直人君） 最後になります、これ返すお金がこんだけで、全額ではどんぐらいあったんですか。これ全額ですか。

○議長（三重野精二君） 教育次長。

○教育次長（高田 英二君） 総額で交付された分は9,674万円でございます。実際に（「9,674万円か」と呼ぶ者あり）失礼しました。967万4,000円でございます。

（「おかしいと思うた」と呼ぶ者あり）実際に事業に要したものが590万363円という形で、その差額を返納したような状況でございます。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（三重野精二君） 次に、その他について。8番、西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 給与明細書を開いてください。私の目が届かんのか知らんけども、気がついたことをお尋ねいたします。

34ページ、34ページの給料の増減額マイナス582万3,000円となっております。その前のページ、33ページの給与費の総括表で給料の増減額528万3,000円ということで数字が違います。これが何を指してるのか教えていただきたいと思います。

続いて、これ2番目やな、最初が違うな、最初は人数やな、はい。総括表33ページの補正後の数字で393人となっております。補正前が394人ということでマイナス1名となっております。その明細が36ページのウの級別職員数が出ています。現在の職員数は392名ということで1名どっかに隠れました。それが何を指しているのか最初にお答えください。

2番目がさっき言った給料の増額の違うところです。

3番目は、前回この後のページになるんですけども、しり切れトンボになってしまったんですが、36ページの次に昇給短縮何とかというのがあったんですよね、それ間違いですから、次回の定例会のときにきちっと載せますというふうに言ったんですけども、今回それが載ってません、約束した人は前の総務課長であります。

37ページ、最後のページなんですけども、地方債の調書が出てます。見出しには前年、前々年度における現在高並びに前年度末における現在高というふうになってます。前年度末の現在高になってるね。前年度末の現在高という表現の仕方は、今まで決算審査の月までは見込み額というふうにしとったんですけども、年度が過ぎてますからこれが正しいんだというふうに思いますけども、いずれが正しかったのか、これが当たり前の表記の仕方だったのかということを確認したいというふうに思います。

以上です。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長です。お答えをいたします。

1点目の33ページの補正後の人数393人と36ページの級別の職員数の違いでございますが、確かに392名と393名、1名差がございます。この1名につきましては、教育委員会に県から来ております職員につきまして、教育職の給料表を使ってることです。それうちの由布市の給料表に当てはめてるということで、由布市の給料表級別の基準に正式に当てはまらないということで、1名除外をしてるというふうにしております。

2点目が34ページの増減欄と内訳の欄の582万3,000円でございますが、これは確かに間違いでありまして、前ページの給与額の528万3,000円が正しいことでありまして、おわびをして訂正をお願いをいたしたいというふうに思います。

もう1点目の昇給の分のエの欄ですかね、それは6月補正につきましては昇給者が1名もないということで、この内訳を添付をしてないということでございます。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） 財政課長。

○財政課長（長谷川澄男君） 財政課長です。

それでは、37ページの地方債の調書で、前年度末のところが見込みとするのか現在高とするのかということで、表示についてのことであろうと思いますが、当初予算と違いまして、6月補正予算の段階ではある程度前年度末の借入額はもう確定しているというような状況にあることから、見込みということではなく現在高と表示したとでございます。

以上です。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） 級別職員数を表記するのに、現行をきちっとあらわすのなら、ありません技能労務職をここに書くんじゃないくて、この中に教育行政職をきちっと書いて、その1名をどっかほかにほうたるんじゃないくて、こん中にやっぱりきちっと書くという表記の仕方が適切だと思います。ただ、給与表の内容についてはまたほかのところでどういう書き方をするかは知らんけども、現在の現員をあらわす書き方としてはきちっと書くべきだというふうに思います。返事は要ります。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 今後につきましては、そういったふうにしたしたいと思います。

○議長（三重野精二君） 西郡均君。

○議員（8番 西郡 均君） その昇給については、昇給該当がないとか何とか言うんじゃないくて、前の表が違ってたというふうに当時の総務課長が言ったんですよ。だから、違ってたら正確な表をきちっと載せるという約束を何かその人がしとったようにあるんで、載せなかったのは不適切やないかというふうに思うんで、そのことについてもちょっと一言つけ加えてください。

当事者に聞いてもいいですけど。

○議長（三重野精二君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） お答え申し上げます。

今のその部分のいきさつはまだ聞いておりませんでしたので、確かに該当がないからつけてないということで説明を受けておりましたので、確かに昇給期間ですね、取り方が改正になっておいて、昔のままで使ったというのは事実でございます。今回も一部また不備もございますが、確かにそういったこと言っておいてつけてなかったことにつきましては私の方の不手際でございます。おわび申し上げます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（三重野精二君） これで質疑を終わります。

日程第23議案第52号

日程第24議案第53号

日程第25議案第54号

○議長（三重野精二君） 次に、日程第23、議案第52号平成20年度由布市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてから、日程第25、議案第54号平成20年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第1号）についてまでの3件を議題として質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これで質疑を終わります。

以上で（発言する者あり）各議案の質疑が終わりました。（「農業集落排水はだめか」と呼ぶ者あり）いや、出てない。（発言する者あり）

それでは、報告第2号から第5号、諮問第2号、承認第1号から第3号及び議案第39号から54号までの計24件の案件については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。各委員会での慎重審議をお願いいたします。

追加日程第2請願について

○議長（三重野精二君） お諮りします。去る6月5日の開会日以降、請願1件を受理しております。ついては、この請願1件を日程に追加し、追加日程2の第2として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三重野精二君） 異議なしと認めます。よって、請願1件については、追加日程2の第2として議題とすることに決定いたしました。

それでは、日程第2、請願についてを議題とします。

議会事務局長にその請願の朗読を求めます。

○事務局長（野上 安一君） 受理番号6、受理年月日平成20年6月5日、件名後期高齢者医療制度の廃止の国への意見書提出を求める請願。請願者住所大分市下郡1602-1、氏名大分県保険医協会会長松山家久氏、紹介議員吉村幸治議員。

以上でございます。

○議長（三重野精二君） ただいま、議会事務局長が朗読をいたしました受理番号6の請願は、会議規則第134条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

○議長（三重野精二君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

次回の本会議は6月18日午前10時から各委員長報告、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。慎重審議、御苦勞でございました。

午後4時35分散会
